

北区公共施設等総合管理計画

令和 7（2025）年度 — 令和 16（2034）年度

令和7(2025)年7月



目 次

第 I 章	北区公共施設等総合管理計画について	1
1	計画改定の目的	1
2	関連計画一覧	2
3	対象施設	3
第 II 章	北区の現状と課題	4
1	施設保有量	4
(1)	北区の保有施設	4
(2)	一人あたりの建築物延床面積(23 区比較)	5
2	インフラ保有量	6
3	人口の推移	7
(1)	人口推移	7
(2)	将来人口推計	8
4	公共建築物の竣工状況	9
5	橋りょうの架設状況・公園等の開園状況	10
6	財政状況	11
7	施設総量と有形固定資産減価償却率の推移	12
8	これまでの主な取組実績及び今後の予定	13
9	公共施設等の維持管理・更新にかかる経費の見通し	14
(1)	これまでにかかった公共施設等の投資的経費	14
(2)	公共施設等にかかる経費の見通し	15
10	施設に対する区民意識(北区民意識・意向調査)	16
第 III 章	総合的な整備・管理に関する基本的な考え方	17
1	計画期間	17
2	取組体制	17
3	基本的な考え方	17
(1)	点検・診断等の実施方針	17
(2)	維持管理・更新の実施方針	17
(3)	安全確保の実施方針	17
(4)	耐震化・長寿命化の実施方針	17
(5)	ユニバーサルデザインの推進方針	18
(6)	脱炭素化の推進方針	18
(7)	DX の推進方針	18
(8)	統合や廃止の実施方針	18
(9)	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制	18
4	フォローアップの実施	18
第 IV 章	公共施設マネジメント(建築物)	19
1	公共施設マネジメント方針 ～6 つの視点～	19

2	公共施設マネジメント方針を実現させるための方策	22
(1)	施設の集約・有効活用のための方策	22
(2)	コスト削減のための方策	24
(3)	区民・民間事業者との公民連携・協働による推進のための方策	24
3	公共施設マネジメントにより目指す将来像	25
(1)	現状	25
(2)	今後の見込み	25
(3)	目指す方向	26
第 V 章	施設類別基本方針	27
1	建築物	27
(1)	学校教育系施設(小学校・中学校・義務教育学校).....	28
(2)	子育て支援系施設(保育園・幼稚園・児童館・子どもセンター・児童室).....	30
(3)	社会教育系施設(図書館・文化センター・飛鳥山博物館等).....	34
(4)	会館系施設(北とぴあ・会館)	36
(5)	地域交流系施設(ふれあい館・区民センターなど).....	38
(6)	スポーツ系施設(体育館・プール・スポーツ多目的広場など).....	41
(7)	福祉系施設(高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉).....	43
(8)	環境リサイクル系施設(エコー広場館・清掃事務所など)	46
(9)	行政系施設(庁舎・区民事務所・地域振興室など).....	48
(10)	区営住宅	51
(11)	区外施設(しらかば荘、岩井学園).....	53
(12)	その他の施設	55
2	インフラ施設.....	58
(1)	道路	58
(2)	橋りょう.....	60
(3)	公園等	63
第 VI 章	地域特性に応じたエリアー帯のまちづくり(エリア・デザイン).....	66
1	基本的な考え方	66
2	進め方	67
3	導入検討エリア	67
4	将来的な新たなエリアへの導入	68
資 料 編		69
1	インフラ施設.....	71
(1)	橋りょう.....	71
(2)	公園等	72

第Ⅰ章 北区公共施設等総合管理計画について

1 計画改定の目的

北区ではこれまで、区民サービスの向上や生活基盤の充実のために、多くの公共施設(建築物)や道路・橋りょうなどのインフラを計画的に整備してきましたが、現在、昭和 60(1985)年以前に建設された建築後 30 年以上を経過している建築物は、施設数では全体の約 69%、延床面積では全体の 64%を占め、大規模改修や建替え等、更新の時期に差し掛かっています。そのため、今後、改修や建替えにあたり多額の費用が必要となります。

限られた財源の中で区民サービスの向上を図るためには、公共施設のあり方を見直し、施設の有効活用や維持管理コストの縮減など、公共施設マネジメントに取り組む必要があることから、北区では区の建築物について平成 25(2013)年 7 月に「北区公共施設再配置方針」を策定し、施設総量(延床面積)の抑制や長寿命化等への取組みを進めてきました。

一方、国においては、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることなどを目的とした、「インフラ長寿命化基本計画」を平成 25(2013)年 11 月に策定し、インフラの老朽化対策を推進する姿勢を明確に打ち出し、また、各地方公共団体に対しては将来を見据えた公共施設・インフラの管理に関する基本的な考え方などを示す、総合管理計画の策定を要請していました。

北区では、これまで「北区公共施設再配置方針」のほか「区有施設保全計画」「北区橋梁長寿命化修繕計画」「北区公園施設長寿命化計画」等を策定し、インフラを含めた各施設の長寿命化や安全管理、コストの平準化に取り組んできましたが、国の要請を踏まえ、インフラを含めたすべての公共施設を対象に、区の状況や公共施設等の現状から課題や基本的な考え、方針を整理した「北区公共施設等総合管理計画」を平成 29(2017)年 2 月に策定しました。

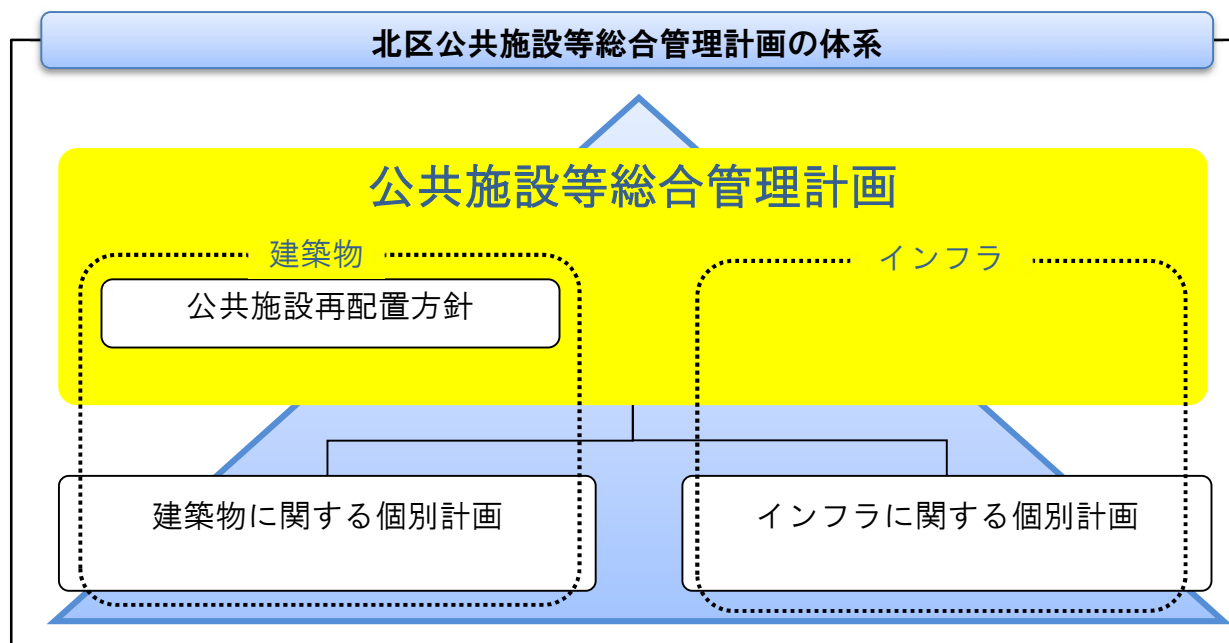
この間、国においては、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」において、脱炭素やユニバーサルデザインのような新しい項目を加えるよう見直しを要請しています。

今後、財政状況が厳しさを増す中で、将来的な人口減少・人口構造の変化等による公共施設等の利用・需要の変化を予測し、長期的な視点でインフラを含めた本区の公共施設等について、総合的かつ柔軟にマネジメントしていくため「北区公共施設等総合管理計画」を改定します。

2 関連計画一覧

北区公共施設等総合管理計画は、国のインフラ長寿命化基本計画において要請されている、地方公共団体の行動計画として位置づけ、区の建築物については、平成 25（2013）年 7 月に策定した「北区公共施設再配置方針」の考え方を内包し、インフラを含めた北区の公共施設等について総合的かつ柔軟にマネジメントしていくための、基本的な方針を示す計画です。

北区の建築物およびインフラ全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、改修・建替え・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の実現を目指すための計画とします。



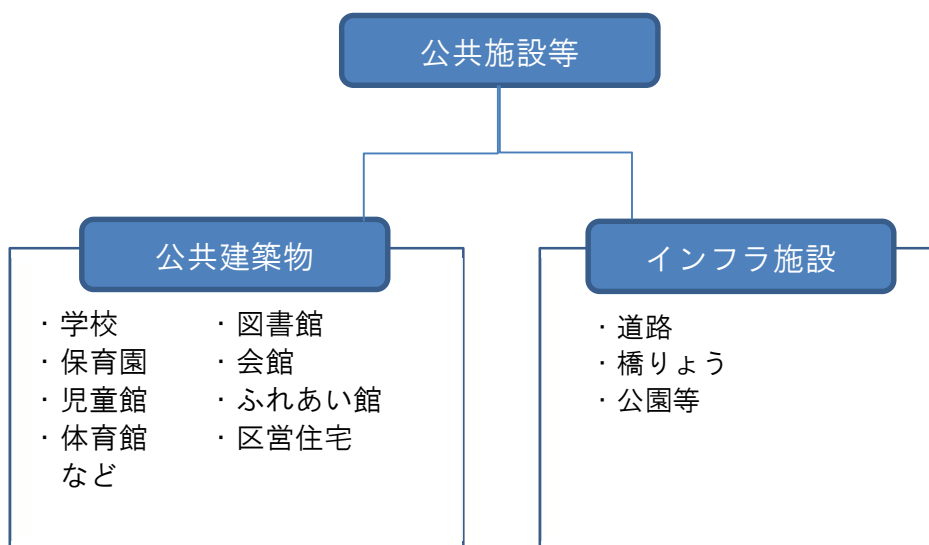
本計画と関連する個別計画等	策定年（改定年）
区有施設保全計画	令和 2(2020)年 3 月 (令和 6(2024)年度改定)
北区公営住宅のストック活用及び長寿命化計画	平成 31(2019)年 3 月 (令和 4（2022）年度改定)
北区立小・中学校長寿命化計画	令和 2（2020）年 3 月 (令和 7（2025）年度改定予定)
北区スポーツ推進計画	令和 2（2020）年 3 月 (令和 7（2025）年度改定予定)
北区橋梁等長寿命化修繕計画	平成 28(2016)年 3 月 (令和 7（2025）年度改定予定)
北区公園施設長寿命化計画	平成 31(2019)年 3 月 (令和 7（2025）年度改定予定)

3 対象施設

北区が保有している「公共建築物」と「インフラ施設」を対象とします。

本計画で対象となる「公共建築物」とは、区が保有・管理する主要な施設(学校や保育園、児童館、図書館、会館、ふれあい館、体育館、区営住宅などの施設)になります。

また、本計画で対象となる「インフラ施設」とは、社会基盤を形成している区が管理する道路、橋りょう、公園等になります。



第Ⅱ章 北区の現状と課題

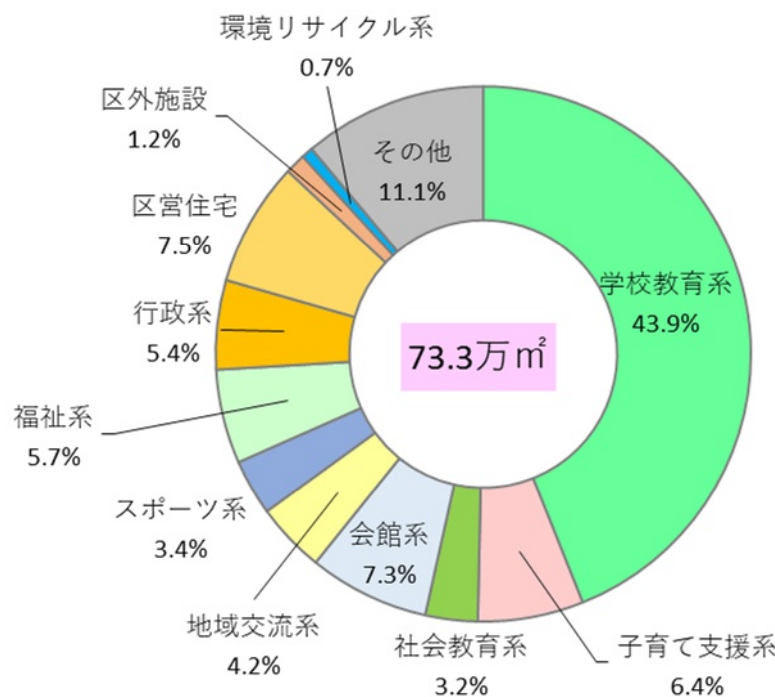
1 施設保有量

(1) 北区の保有施設

公共建築物 総延床面積 約 73.3 万㎡ 施設数 573 施設

北区が保有・管理するすべての公共建築物の総延床面積は約 73.3 万㎡です。施設数は 573 施設あります。内訳は、学校教育系施設が約 32 万㎡で全体の 43.9%、次いで、区営住宅が 5.5 万㎡(7.5%)、北とびあを含む会館系施設が約 5.3 万㎡(7.3%)を占めています。

図表 1 公共建築物の延床面積、構成比(令和 6(2024)年 3 月 31 日現在)



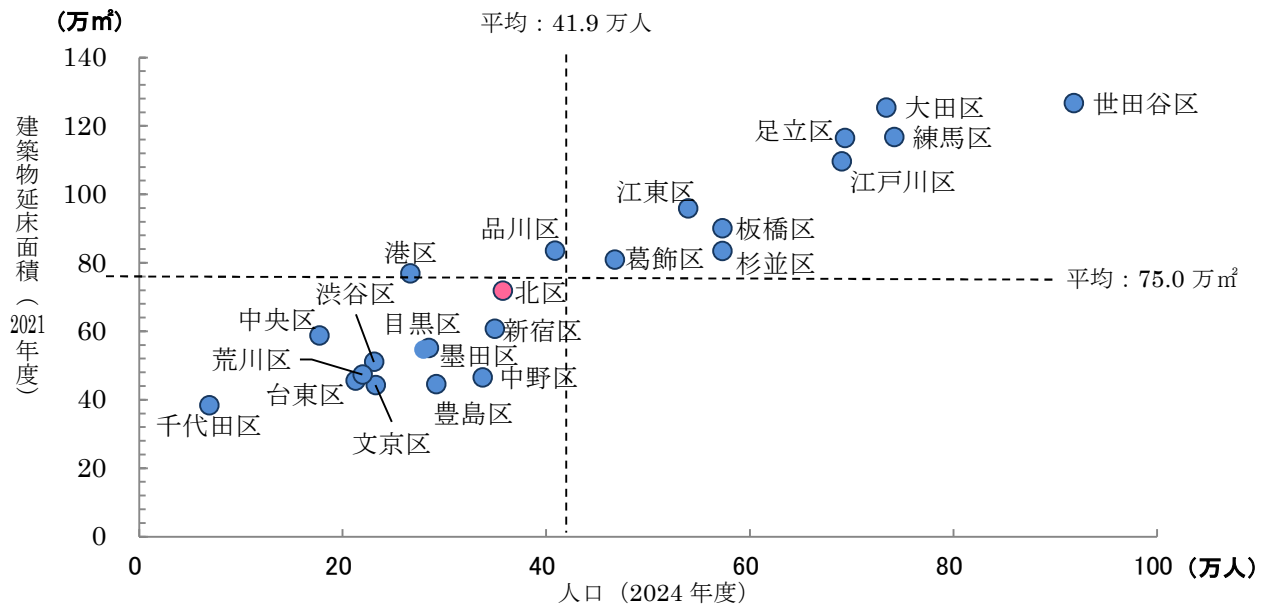
施設類別	主な施設	施設数 (施設)	延床面積 (㎡)	構成比 (%)
学校教育系施設	小学校・中学校・義務教育学校 ※旧校舎含む	49	321,975.93	43.9
子育て支援系施設	保育園・幼稚園・児童館・子どもセンター・児童室	78	46,788.58	6.4
社会教育系施設	図書館・文化センター・飛鳥山博物館	20	23,178.17	3.2
会館系施設	北とびあ・会館	3	53,355.70	7.3
地域交流系施設	ふれあい館・区民センター	37	30,930.30	4.2
スポーツ系施設	体育館・プール・スポーツ多目的広場	16	24,814.60	3.4
福祉系施設	高齢者福祉・障害者福祉	32	41,622.98	5.7
環境リサイクル系施設	清掃事務所・エコ広場館・みどりと環境の情報館	7	5,122.30	0.7
行政系施設	地域振興室・区民事務所・庁舎	33	39,486.00	5.4
区営住宅	区営住宅・高齢者住宅	15	55,137.54	7.5
区外施設	しらかば荘、岩井学園	2	9,047.63	1.2
その他	セレモニーホール、自動車駐車場、公園便所等	281	81,250.99	11.1
合計		573	732,710.72	100.0

(2) 一人あたりの建築物延床面積（23 区比較）

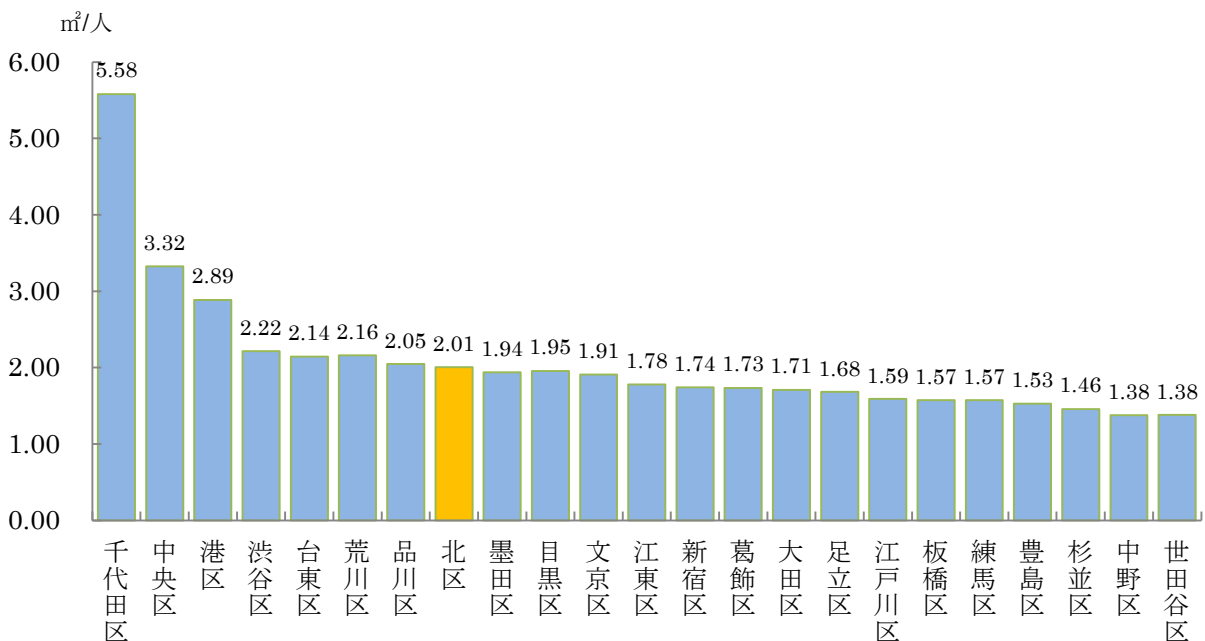
北区の一人あたりの建築物延床面積は 23 区の中で 8 番目の $2.01 \text{ m}^2/\text{人}$

近隣自治体と比較すると、北区の建築物延床面積(行政財産)は 23 区のうち 12 番目に位置しており、23 区の中では人口・建築物延床面積は平均に近い位置となっています。また、一人あたりの建築物延床面積は $2.01 \text{ m}^2/\text{人}$ で、23 区のうち 8 番目となっています。

図表 2 一人あたりの建築物延床面積による近隣自治体比較



図表 3 一人あたりの建築物延床面積による近隣自治体比較



※出典：総務省『市町村経年比較表(平成 18 年度～令和 3 年度)』

※出典：東京都総務局統計部『住民基本台帳による東京都の世帯と人口 令和 6 年 1 月』

2 インフラ保有量

インフラ施設 道路約 338km、橋りょう約 1,668.4m(41 橋)、公園等約 108.5 万㎡(221 箇所)

北区が保有・管理するインフラ施設の規模は、道路約 338km、橋りょう約 1,668.4m(41 橋)、公園等約 108.5 万㎡(221 箇所)となっています。

図表 4 インフラ施設の規模(令和 6(2024)年 3 月 31 日現在)

用途	主な施設	規模
道路	区道	約 338km
橋りょう	跨線橋、人道橋、歩道橋など	約 1,668.4m(41 橋)
公園等	公園・緑地、児童遊園、遊び場、まちかど広場など	約 1,085,153 ㎡ (221 箇所)

3 人口の推移

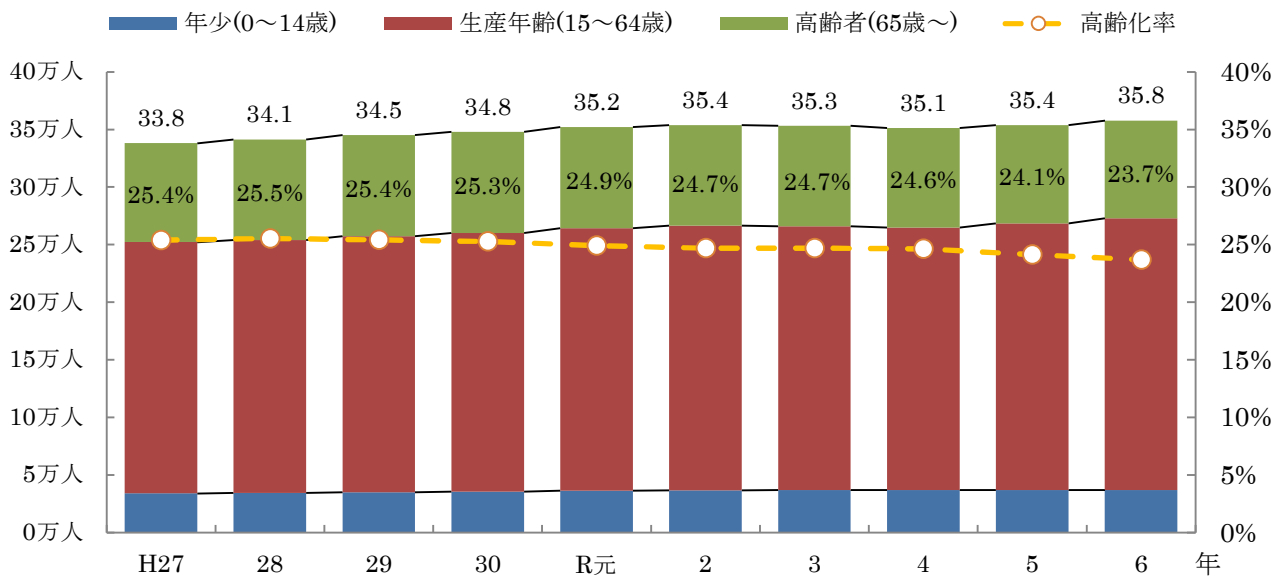
(1) 人口推移

北区の人口は増加傾向にあり、令和 6（2024）年現在 35.8 万人

北区の人口は増加傾向にあり、令和 6（2024）年現在で 35.8 万人となっています。

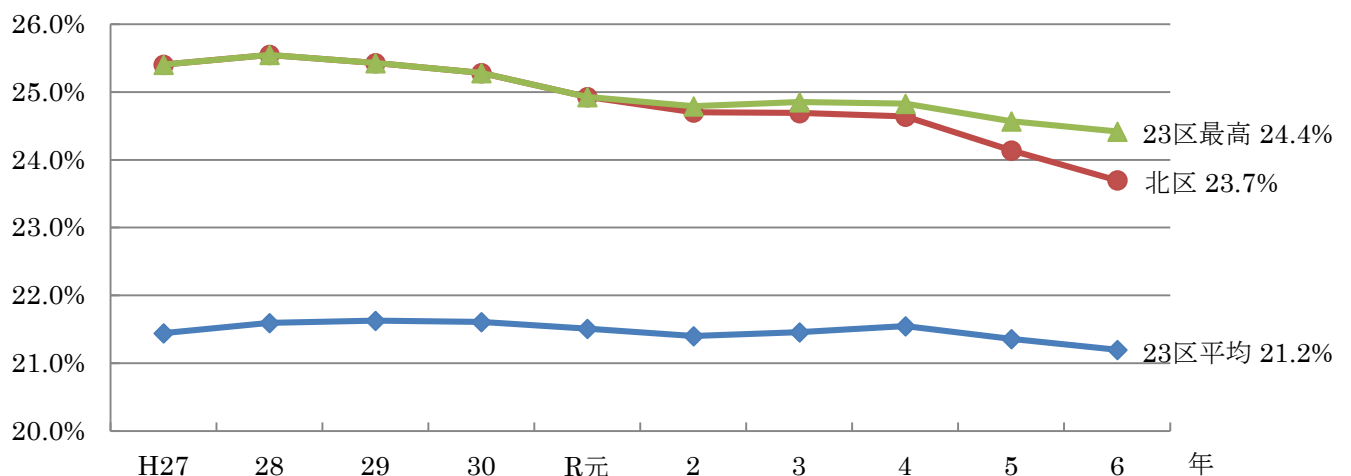
高齢化率については、年々減少しており、令和 6（2024）年では 23.7%で人口の約 4 人に 1 人が高齢者となっています。また、23 区の中でも 3 番目に高くなっています。

図表 5 人口推移



※数値は各年 1 月 1 日現在の各年住民基本台帳人口(外国人人口を含む)

図表 6 23 区の高齢化率の推移



資料:公益財団法人特別区協議会『住民基本台帳による東京都の世帯と人口』

※数値は各年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口(外国人人口を含む)

(2) 将来人口推計

今後、北区の人口は減少傾向へ

令和 3(2021)年 10 月に策定した「北区人口推計調査報告書」では、令和 18(2036)年の 365,209 人をピークに将来的に人口は減少する傾向となっています。

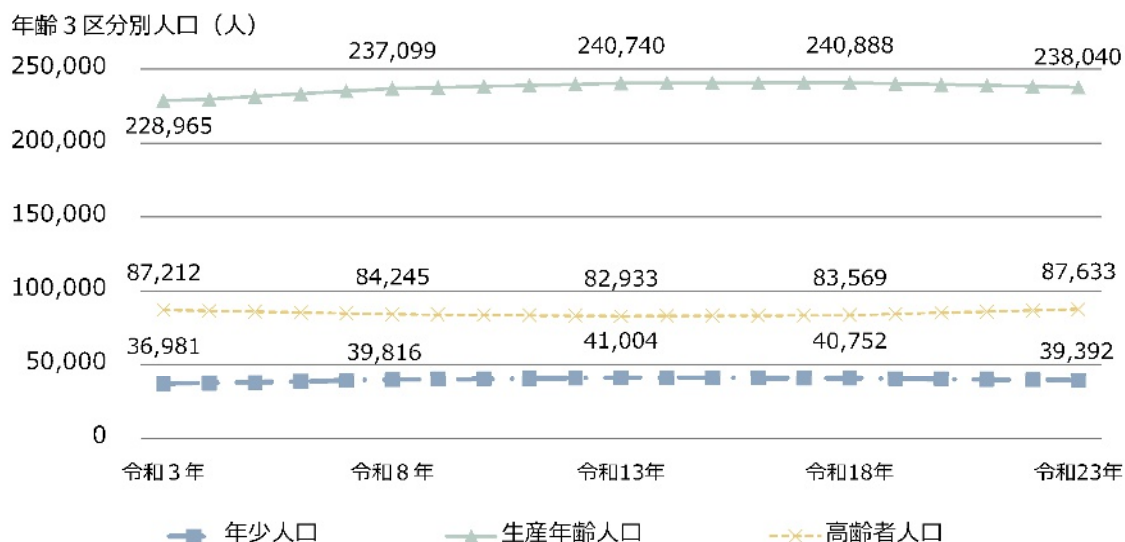
生産年齢人口は令和 18(2036)年の 240,888 人となりピークを迎え、その後減少に転じます。

また、高齢者人口は将来的に増加に転じ、高齢化率も上昇していく傾向にあると推計されています。

図表 7 将来の総人口の推移



図表 8 年齢 3 区分別人口の推移



出典: 北区人口推計調査報告書 令和 3 年(2021 年)10 月

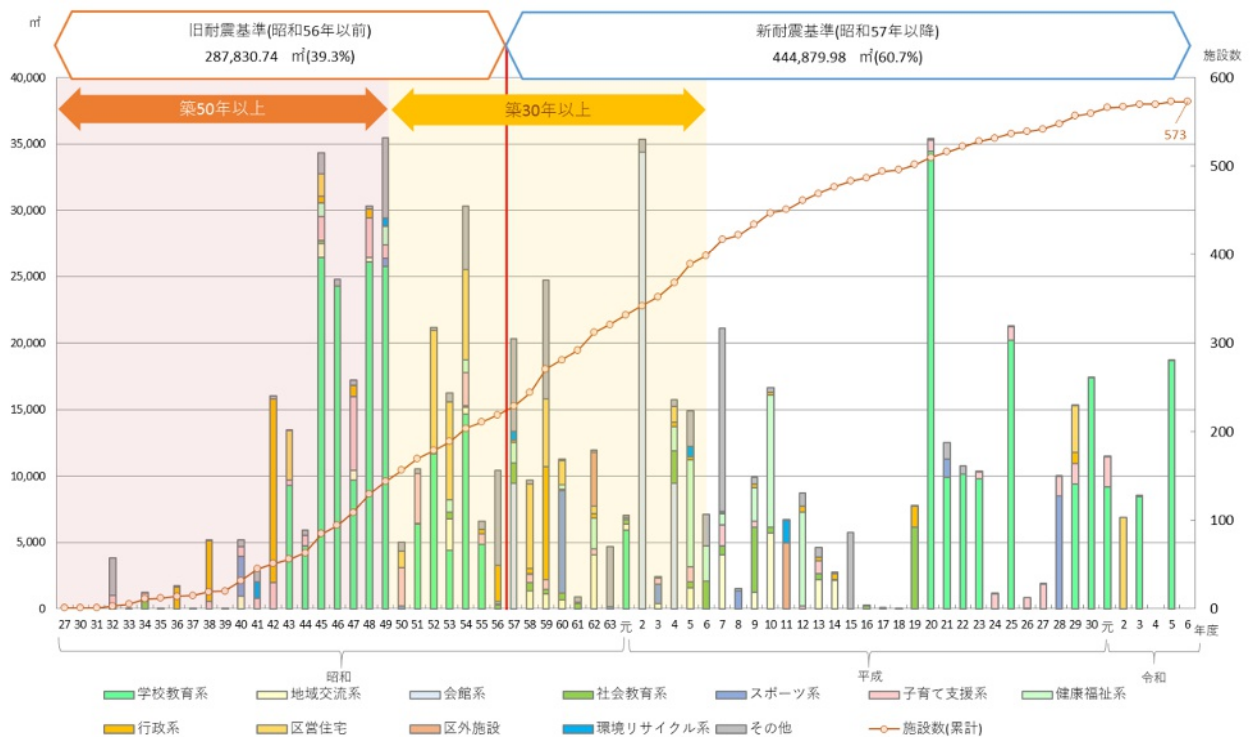
4 公共建築物の竣工状況

建築後 30 年を経過している施設は施設数で 399、平米数で 46.4 万㎡、全体の 63%

北区が保有する全ての建築物の総延床面積は約 73.3 万㎡です。施設別にみると、学校教育系施設が約 32 万㎡あり、全体の 43.9%を占めています。これらの多くの施設は昭和 30 年代から 50 年代にかけて整備されており、古い施設から老朽化の進展に応じて順次大規模改修や建替えが必要となります。

一般に、築 30 年程度が経つと大規模改修が、築 50 年程度が経つと建替えが必要となるといわれており、建築後 30 年以上経過している施設は 399 施設(約 46.4 万㎡)、50 年以上経過している施設が 144 施設(約 19.8 万㎡)です。今後、大規模改修・建替えの大きな波が訪れることが見込まれます。

図表 9 築年別用途別建築物延床面積、施設数(令和 6 年 3 月 31 日現在)



5 橋りょうの架設状況・公園等の開園状況

北区の橋りょうは全体の約 41%(17 橋)が 50 年経過、公園等は昭和 50 年代までの開園が多く、遊具や工作物等の老朽化が進んでいる

北区が管理している橋りょうは現在 41 橋あります(1 橋架替中)。最も古い橋りょうは昭和 2(1927)年に架設されています。架設後 50 年を経過している橋りょうが全体の 41%(17 橋)を占めています。

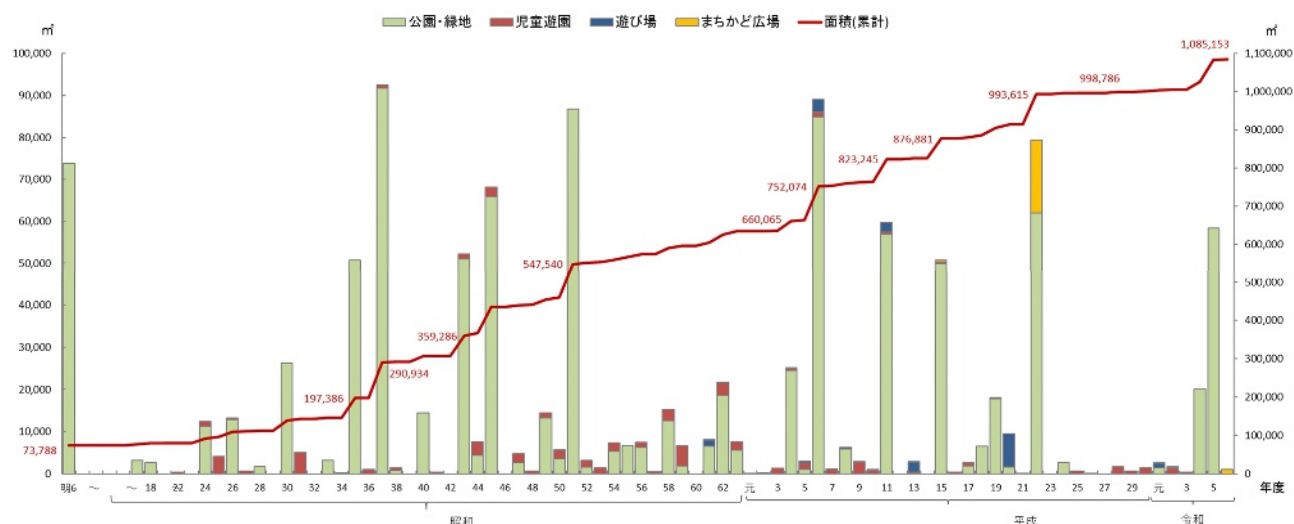
図表 10 橋りょう架設数および橋長 ※ 1 橋架替中



※出典:北区行政資料集(令和 6 年度)

北区の公園等の規模は、現在約 108.5 万 m^2 となっています。内訳は公園・緑地が 87 箇所で約 98 万 m^2 、児童遊園が 101 箇所で約 6.5 万 m^2 、遊び場が 13 箇所で約 2.0 万 m^2 、まちかど広場が 20 箇所で約 2.1 万 m^2 あります。これらの公園等は昭和 50 年代までの開園が多く、遊具や工作物等の老朽化が進んでいるため、計画的に点検、修繕・補修、更新を行います。

図表 11 公園等開園年別面積



※出典:事務事業の概要と現況(令和 6 年度)

6 財政状況

歳出のなかで扶助費が増加し、歳入では特別区交付金への依存度が高い

これまでの決算推移をみると、歳出については、児童福祉や障害者福祉などの区民福祉の向上や、23区の平均を上回る高齢化の進行などにより扶助費の増加傾向が続いています。平成26(2014)年度には約433億円でしたが、令和5(2023)年度には約578億円となっており、歳出の約29%を占めています。

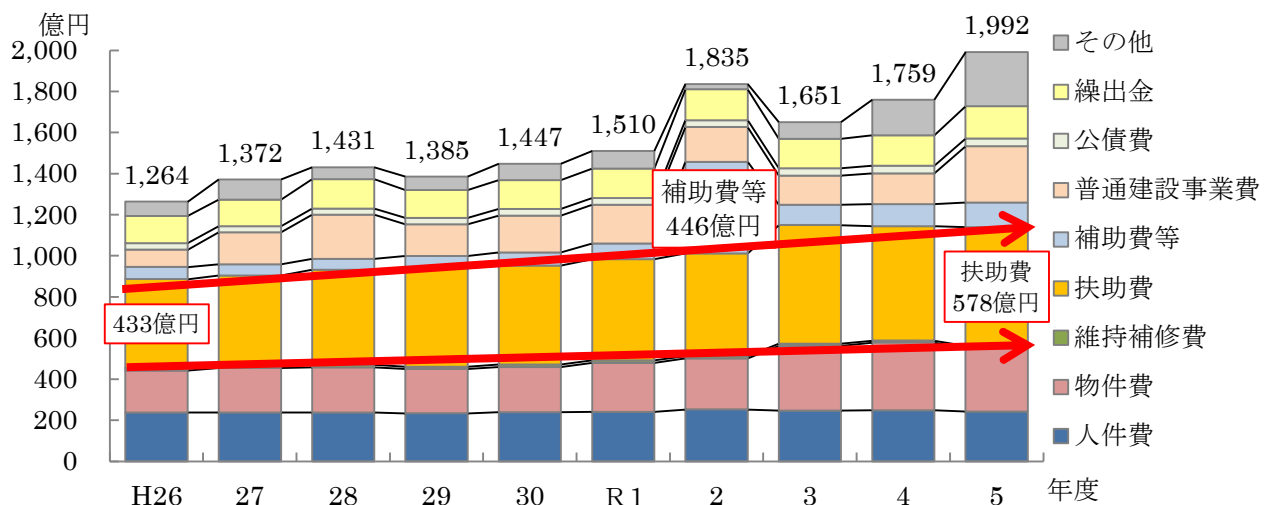
扶助費に人件費と公債費を加えた義務的経費が歳出に占める割合は、4割を超えており、かつ扶助費に特別会計等への繰出金を加えた実質的な義務的経費は高止まりの状況が続いています。

歳入については、緩やかな景気回復や納税義務者数の増加により平成24年から12年連続で特別区民税は増加していますが、将来的な人口減少等により長期的には区税収入の減少が予想されます。

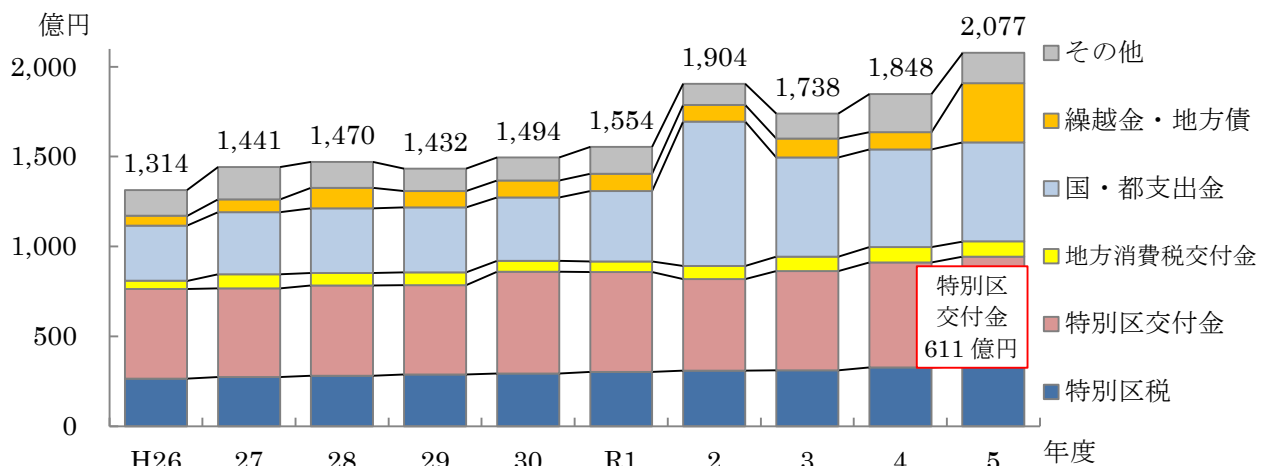
また、北区は特別区交付金が歳入の約3割を占め交付金への依存度が高く、交付金の増減は財政運営に大きな影響を及ぼします。特別区交付金は景気変動の影響を受けやすいため、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動による影響が懸念され、先行きは不透明な状況です。

将来的な人口減少と少子高齢化の進展を考えると、今後は大幅な歳入増は期待できない一方、扶助費等の義務的経費がこれまで同様増加していくものと考えられるとともに、公共施設の老朽化対応やまちづくり事業の推進にも対応していかなければならず、財政状況は厳しくなると予想されます。

図表 12 歳出の推移(普通会計)



図表 13 歳入の推移(普通会計)



7 施設総量と有形固定資産減価償却率の推移

施設総量（延床面積）は増加

施設の施設総量の推移では、小中学校・義務教育学校を中心とした教育施設を整備してきたこともあり、年々増加しています。

また、地方公会計における統一的な基準による固定資産台帳を整備し、資産ごとの取得価格と減価償却累計額から有形固定資産減価償却率を算出することで、毎年資産の老朽化比率を把握しています。

図表 14 延床面積(㎡)の推移(借家含まず)

年度末 延床面積㎡	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
計	705,836.97	713,391.90	715,217.46	717,689.89	732,710.72
前年度差	-	+7,554.93	+1,825.56	+2,472.43	+15,020.83

図表 15 有形固定資産減価償却率(%)の推移

年度末 施設類別	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
学校施設	40.1	41.5	39.9	39.3	36.4
幼稚園・保育所	77.0	77.4	77.0	78.4	79.5
児童館・子どもセンター	62.2	62.8	64.7	66.6	63.2
図書館	28.3	30.3	32.3	34.3	36.3
会館系施設	59.2	61.2	63.2	65.2	67.2
体育館・プール	40.7	42.4	44.3	46.3	48.2
福祉施設	59.2	61.2	56.3	53.2	55.6
庁舎	60.2	61.9	63.5	65.1	65.3
保健所・保健センター	81.3	83.3	84.8	86.4	87.9
区営住宅	71.4	58.4	60.3	62.2	64.1
平均	51.2	52.0	52.0	52.1	51.2

8 これまでの主な取組実績及び今後の予定

①用途転換			年度
旧北園小学校施設跡地	→	特別養護老人ホーム(民間) 認可保育所(私立) 区営シルバーピア	平成 29(2017)年
旧志茂東ふれあい館	→	志茂保育園	令和 2(2020)年
旧浮間さくら荘	→	区立特養等の改築ステーションとして活用 ・上中里つつじ荘大規模改修 ・清水坂あじさい荘大規模改修	令和 3～4 年 令和 5～7 年 2 月
上十条区民センター	→	センター内の上十条図書館の跡地に、十条 地域振興室及び十条高齢者あんしんセンタ ーを移転	令和 9(2027)年予定
②学校施設等への集約化・複合化			年度
なでしこ小学校	+	志茂地域振興室 志茂ふれあい館	平成 30(2018)年
浮間中学校	+	浮間図書館 浮間子ども・ティーンズセンター	令和 2(2020)年
ジェイトエル(十条公益施設)		多世代交流スペース、貸スタジオ、ホール、 図書館機能(上十条図書館を廃止しその機 能を移転)等	令和 6(2024)年 12 月
堀船中学校	+	温水プール 堀船地域振興室 堀船ふれあい館	令和 9(2027)年予定
③統廃合・廃止			
教職員住宅		平成 24(2012)年 3 月 31 日廃止	
はこね荘		平成 25(2013)年 3 月 31 日廃止	
職員寮		平成 27(2015)年 3 月 31 日廃止	
区民事務所分室		平成 30(2018)年 9 月 30 日廃止	3 区民事務所へ 資源の集約化
5児童館・3児童室		平成 26～30 年度	統合・閉館
神谷体育館		平成 31(2019)年 3 月 31 日廃止	
北ノ台・赤羽エコー広場館		令和 5(2023)年 3 月 31 日廃止	
④学校の適正配置			年度
田端小学校	滝野川第一小学校と滝野川第七小学校の統合		平成 26(2014)年
西が丘小学校	清水小学校と第三岩淵小学校の統合		平成 28(2016)年
滝野川もみじ小学校	滝野川第六小学校と紅葉小学校の統合		平成 29(2017)年
十条小学校	荒川小学校と十条台小学校の統合		令和 4(2022)年

9 公共施設等の維持管理・更新にかかる経費の見通し

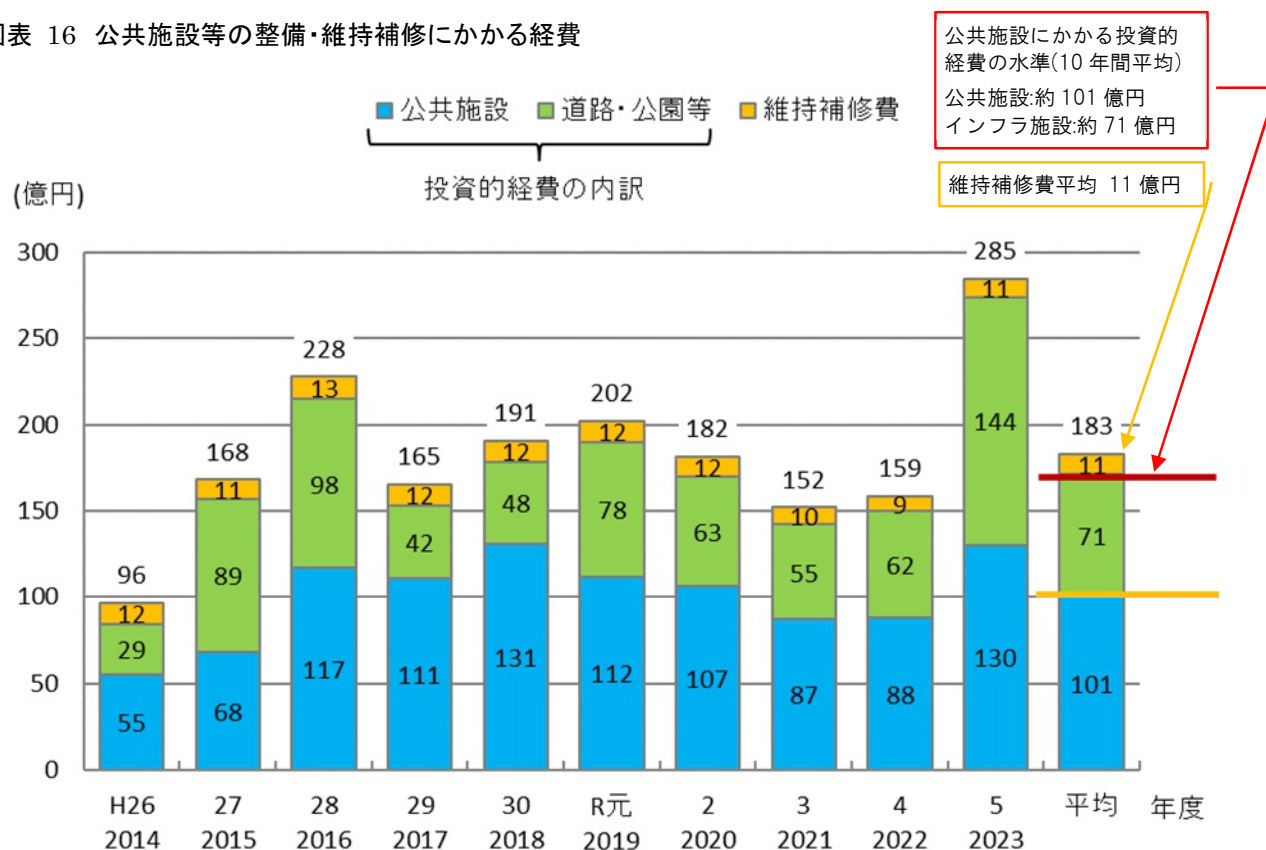
(1) これまでにかかった公共施設等の投資的経費

過去の投資的経費の平均 公共施設 約 101 億円 インフラ施設 約 71 億円

最近 10 年間の公共施設等の整備や維持補修に要する経費をみると、最小が平成 26(2014)年度の 96 億円、最大が令和 5(2023)年度の 285 億円です。直近の令和 5(2023)年度決算の投資的経費の内訳をみると、公共施設(建築物)への投資は 130 億円、インフラ施設(道路・橋りょう・公園等)への投資は 144 億円となります。

公共施設等にかかる投資的経費の水準は、公共施設(建築物)が年間あたり平均約 101 億円、インフラ施設(道路・橋りょう・公園等)が年間あたり平均約 71 億円と推定されます。

図表 16 公共施設等の整備・維持補修にかかる経費



※大規模修繕等経費は投資的経費に含まれる。

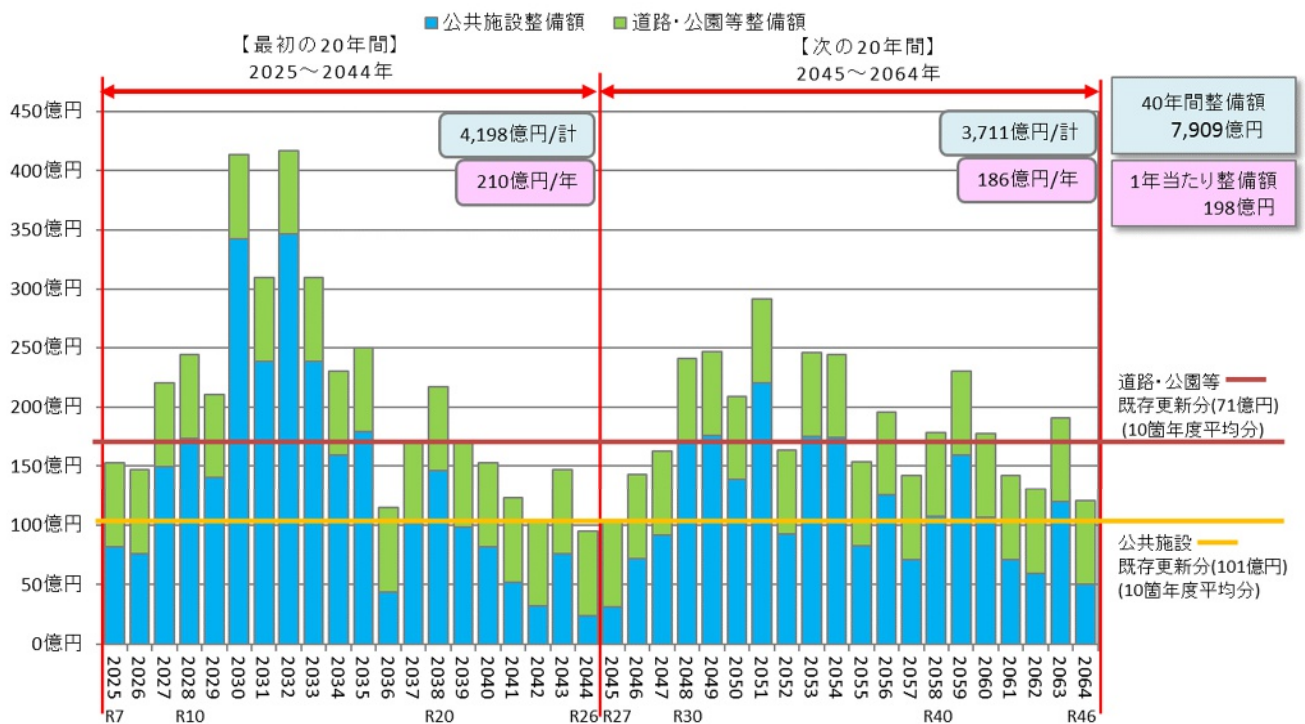
※投資的経費には東日本大震災復旧費用の災害復旧事業費は含んでいない。

(2) 公共施設等にかかる経費の見通し

公共施設等にかかる投資的経費 令和 46（2064）年までの 40 年間で
1 年あたり 約 198 億円（公共施設約 127 億円、インフラ施設約 71 億円）

令和 46(2064)年までの将来コストを試算すると、最近 10 年間の公共施設等に投じている投資的経費の平均が約 172 億円(公共施設約 101 億円、インフラ施設約 71 億円)であるのに対し、令和 46(2064)年までの 40 年間は年間約 198 億円(公共施設約 127 億円、インフラ施設約 71 億円)が必要となります。特に、令和 26 年(2044 年)までの 20 年間は年間約 210 億円が必要となり、コストの低減と財源の確保が必要となります。

図表 17 公共施設等の更新にかかるコスト試算(長寿命化対応の場合)



〈試算条件〉

- 建築物の標準的な耐用年数を 80 年として 80 年を経過した施設を建替える。
- 40 年経過した施設は大規模改修を行う。
- 20 年目、60 年目に機能回復改修を行う。
- 学校を改築した後の耐用年数を 100 年として 100 年を経過した施設を建替える。
- 毎年老朽箇所修繕を行なう。
- 建替え及び大規模改修は、特定の年度に負担が大きくなる現象を抑えるために、建替えについては、3 年間に割り振り計上する(計画、設計、工事を含む期間)。大規模改修については、2 年間に振り分け計上する。
- 既に建替え、大規模改修の時期を過ぎているものは、半数については既に老朽化対策が行われているものとし、残りの半数を 10 年間にわたり改修を行うものとする。

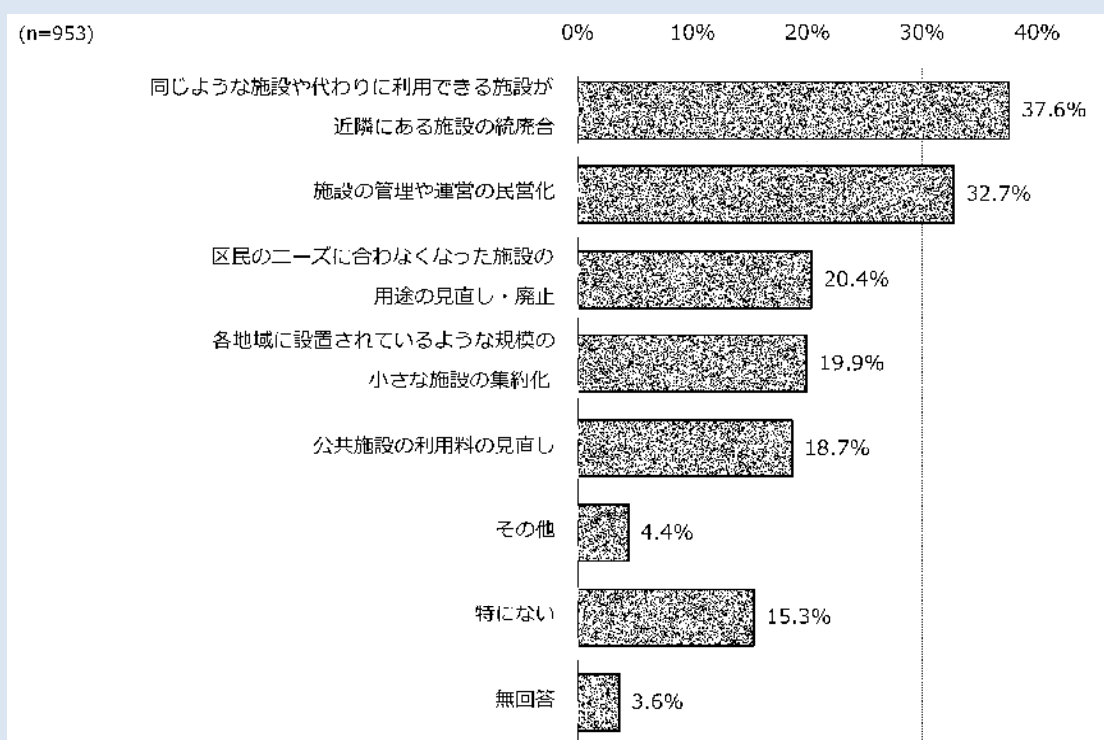
10 施設に対する区民意識(北区民意識・意向調査)

令和 3(2021)年 10 月に実施した北区民意識・意向調査の結果では、公共施設にかかる経費を削減するための効果的な取組みについての設問に対し、「同じような施設や代わりに利用できる施設が近隣にある施設の統廃合」(37.6%)、次いで「施設の管理や運営の民営化(32.7%)」が割合の高い回答でした。

こうした区民の意見を本計画に反映しながら、民間との役割分担を踏まえつつ、施設規模・機能の見直しを行い、公共施設等の総量の抑制や有効活用を検討し、区民のニーズに対応した行政サービスを提供していく必要があります。

【参考】北区民意識・意向調査(令和 3(2021)年 10 月)

問: 公共施設にかかる経費を削減するため、どのような取組みが効果的だと思いますか。
(2 つまで選択)



第Ⅲ章 総合的な整備・管理に関する基本的な考え方

1 計画期間

計画期間は令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間

なお、関連する個別計画の大きな変更や新規の策定があった場合、ならびに、社会経済情勢や北区の財政状況の急激な変化等があった場合は、期間内であっても必要に応じて見直しを行うことがあります。

2 取組体制

本計画の取組みを推進していくにあたっては、財政や各種計画、行政サービスなど様々な部門に関連します。そのため、施設に関する情報や計画の進捗状況等について各担当課が連携し、組織全体で取組みます。

なお、本計画を着実に実施していくため、北区経営改革本部（本部長：区長）のもと、本計画の進捗状況について適切に進行管理を行っていきます。

3 基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

建築物・インフラ施設ともに、法に基づく定期点検や日常的な保守点検を実施することで施設の機能を損なうことのないよう努めるとともに、点検により把握した劣化状況から施設の優先順位をつけたうえで修繕工事を行い、施設の長寿命化を図ります。

(2) 維持管理・更新の実施方針

建築物・インフラ施設ともに予防保全型の維持管理を行い、修繕・改修を定期的に行うことで故障や性能劣化による施設の運営停止を抑制します。また、施設の維持・修繕情報を一元管理し、計画的な修繕につなげるとともにコストの削減や毎年度の平準化を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

建築物・インフラ施設ともに点検・診断により、事故につながる恐れのある危険箇所が発見された場合には、すみやかに安全確保の対策を講じるとともに、必要に応じて修繕等を行い、安全性を確保していきます。

(4) 耐震化・長寿命化の実施方針

建築物の耐震化は平成 20（2008）年 3 月に策定した「東京都北区耐震改修促進計画」に基づき、防災上重要な区有建築物の補強工事を計画的に進めた結果、現在の耐震化率は約 97%となっています。

また、建築物の長寿命化については区有施設保全計画において「建築物のライフサイクルコスト／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」にて示されている使用年数 80 年を目標使用年数と設定し、それぞれの施設の改修計画のシミュレーションを行ったうえで建築後 40 年の経過を目安に、大規模な改修工事を実施します。なお、改築校については「北区立小・中学校長寿命化計画」の方針に基づき、100 年を目標使用年数と設定します。

インフラ施設の長寿命化については各個別計画に基づいた点検・診断等を実施し、点検結果から健全度の判定を行います。健全度が低いと判定された施設から順次改修を行い、その機能の回復を図り、安全な状態を維持していきます。

(5) ユニバーサルデザインの推進方針

建築物・インフラ施設ともに、誰もが利用しやすい公共施設を目指して、段差の解消や見やすい案内サインの整備等、ユニバーサルデザイン化を推進します。

(6) 脱炭素化の推進方針

北区は令和 3(2021)年 6 月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。ゼロカーボンシティの実現に向け、令和 5(2023)年 2 月策定の「北区役所ゼロカーボン実行計画」では、北区役所の事務及び事業における温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、区有施設における再生可能エネルギー電力の導入促進や ZEB の推進への取組み、また、LED 照明の導入割合を 100%にすることを目指します。ZEB の推進において、新築案件については、原則 ZEB Oriented 相当以上を目指すことに加え、増築又は改修案件についても ZEB 化の可能性について検討します。なお、ZEB 化が難しい案件については、可能な限り ZEB 実現に必要な技術を採用し、省エネ性能を高めます。

(7) DX の推進方針

多様化する行政需要に対応するため、オンライン手続きやAI等によるデジタル技術を活用し DX を推進することで、行政サービスの充実と効率的・効果的な行政運営を行います。

建築物については、施設整備や管理運営において、テレワーク等の社会の変化やデジタル技術の進展によるニーズの変化に柔軟に対応していきます。

(8) 統合や廃止の実施方針

建築物については統廃合や複合化等を伴わない新たな施設の建設は、コスト面の将来負担が更に大きくなるため、今後は抑制し、将来コストの縮減に努めます。なお、新たな建築物を計画化する際は、総量抑制の観点から、同程度の建築物を縮減します。

また、地域の実情や区民ニーズに合わせ、どの「機能」をどのように配置していくべきかを見極め、施設用途の転換、他施設との機能集約による集約化・複合化、統廃合・廃止などを検討していきます。

インフラ施設については統合や廃止が難しい状況のため、今後の区民ニーズや財政状況を考慮したうえで計画的な維持管理や整備を行い、そのコストの縮減化や平準化に努めます。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制

固定資産台帳を整備し、各施設のコストや資産情報を管理し、効率的な運営を行います。

4 フォローアップの実施

本計画は、長期的な取組みとなっています。そのため、各施設の取組み状況等を適切に把握するとともに、社会情勢の変化や国の制度変更などにも注視し、状況に応じて柔軟に見直しを図ることとします。

また、計画を実行性のあるものとするため、各所管課において施設の個別計画を整理していきます。

第IV章 公共施設マネジメント（建築物）

1 公共施設マネジメント方針 ～6つの視点～

これまで述べてきたとおり将来的に区施設への多額の更新費用の捻出が難しい状況ですが、限られた財源を活用のうえ行政サービスの向上を図るためには、公共施設マネジメントについて多面的に取り組む必要があります。

そのためには、施設のあり方の見直しや、民間活力の導入、施設の多機能化・多目的化により公共施設の有効活用を図るとともに、将来コストの縮減に努めることが重要です。

本計画においては、6つの視点から公共施設のマネジメントに取り組むこととします。

《視点1》 公共施設のあり方を見直すとともに施設総量（延床面積）を抑制し、将来にわたり必要な行政サービスを提供する

将来にわたり必要な行政サービスを提供するため、公共施設のあり方を見直すとともに施設総量を抑制し、あわせて施設の有効活用を図ります。

公共施設の建替えは、原則として耐用年数を経過した施設や区民ニーズ等に緊急に対応するため耐用年数経過前でも建替えの必要性がある施設、また、将来コスト縮減の観点から再配置の検討を終えた施設にのみ行うこととします。なお、建替えには多額の経費がかかるため、将来的にも存続させていく施設と削減する施設を決定し、優先度の高い施設から、多機能化・多目的化の観点も含め計画的に建替えを進めていきます。

さらに、施設総量の増加は、コストの増加につながるとの観点から、統廃合や複合化等を伴わない新たな施設の建設は、コスト面の将来負担が更に大きくなるため、今後は抑制し、将来コストの縮減に努めます。

《視点2》 「施設ありき」の考え方から転換し、施設から「機能」を切り離したうえで、行政サービスとして提供する「機能」を検討する

「施設ありき」の考え方を改め、施設から「機能」を切り離し、行政サービスとして提供する「機能」を検討し、施設の有効活用を図ります。

これまでの公共施設の考え方では、区が提供する行政サービスごとに、必要な施設を整備してきました。一つの施設の中で、固定した行政サービスのみを提供していく考え方では、老朽化した全ての施設を改築せざるを得ません。こうした従来からの考え方を止め、区の事業として提供する行政サービスを一つの「機能」としてとらえ、「施設」と「機能」とを切り離したうえで、行政サービスとして提供する「機能」を検討し、配置を検討していくことが重要となります。

また、検討する行政サービスは将来にわたり、区が担うべきか、民間事業者任せられるか、についても併せて検討し、積極的に公民連携へ取り組むことで行政サービスの向上を図ります。

今後は、「施設」ありきで、従来の行政サービスを提供していくのではなく、地域の実情や区民ニーズの変化、「DXの進展」に合わせ、どのような「機能」をどのように配置していくべきかを見極めていく必要があります。

《視点3》 必要な「機能」を提供していく観点で、施設の配置及び有効活用を図る。

「施設」を維持していくのではなく、必要な「機能」を提供していく観点で公共施設の配置及び有効活用を考えていきます。利用率・稼働率が低い施設や、時間帯によって利用率・稼働率に差がある施設では、一つのスペースを多目的に利用できるように工夫し、限られた資産を効率的に活用していくことで、施設の有効活用を図ることができます。そのため、空きスペースや活用されていない部屋を持つ施設については、施設用途の転換を行い、より必要とされる「機能」を他施設から配置していくことも検討していく必要があります。

利用率・稼働率が低い施設等は、人口減少や区民ニーズの変化によって役割の終えた機能を省きながら、不要となった施設は廃止していくことも必要です。

また、施設の整備・更新に際しては、将来的な人口減少や区民ニーズが変化する局面でも施設を有効活用できる多機能・多目的型の施設を目指します。

《視点4》 施設サービスの費用対効果をモニタリングしながら、施設の長寿命化や管理運営の効率化を図る

施設サービスの費用対効果をモニタリングしながら、施設の長寿命化や管理運営の効率化を図ります。

区が保有する施設についての情報を一元的に管理し、施設の利用率・稼働率やコストを明確化しながら、効率的な管理運営を図ります。

長寿命化を図る施設については、将来の行政サービス需要にも応えられるよう、用途転換や多目的な利用も可能なように施設計画を検討します。

公共施設の修繕や更新に際しては、最優先すべき機能を持つ施設の維持補修・更新が確実に行われるように優先順位を整理し、効率的な計画を作成します。そのほか、学校等の所有と管理を分離するなどの管理体制を検討します。

《視点5》 地域特性、人口動態による区民ニーズの変化を考慮し、国、都、他自治体や民間事業者との連携も視野に入れ、施設構成を対応させる

地域特性や人口動態による区民ニーズの変化を考慮し、国や都、他の自治体、民間事業者との連携を視野に入れた施設構成の対応を検討します。

北区の地域区分は、地域境界のわかりやすさを重視して、北区基本計画では、3地域7地区としています。3地域7地区に加え、北区全域と、さらに地域活動の単位である19のコミュニティ単位を含めて地域特性や区民ニーズの変化や「DXの進展」を配慮しながら、適正な行政サービスが提供できるように施設構成を適合させていきます。すべての地域に統一的な機能をもつ施設を配置するという考え方ではなく、地域のニーズに応じて、優先順位をつけた、機能面からの施設配置を地域の区分とあわせ検討します。

また、北区だけでなく国や東京都の施設、あるいは近隣の区との公共施設の相互利用等についても研究に取組みます。

《視点6》 区民の安全・安心のため、学校等公共施設における防災機能を強化する

区民の安全・安心のために、学校等の公共施設の防災機能の強化を図ります。

公共施設の再配置を考えるうえで、日常的な施設の機能・役割だけでなく、災害時等の施設の機能・役割を考えておくことも非常に重要です。

区民に最も身近な公共施設である小中学校・義務教育学校をはじめ、公共施設については耐震対策や災害時に安全の拠所となるよう防災機能の確保、充実を図ります。

特に、小中学校・義務教育学校については施設の規模が他の施設と比べて面積が大きく、避難所としての環境を確保しやすいため、災害時には安心して区民が避難し、備蓄物資などを円滑に受給できるよう機能を万全に備えることを目指します。

そのほか、地域内に配置されている公共施設すべてが、防災機能を充実することを目指すばかりでなく、連携を取りながらお互いに補い合い、災害時に必要とされる機能が果たせるよう、相互のネットワーク化の向上を促進します。

また、今後進展するまちづくりをはじめとして、区が保有する公共施設だけでなく、国や東京都、区内の民間事業者や私立学校等にも協力を得て、連携を図ることにより、避難所機能も含めそれぞれの地域エリアの防災機能を高めることを検討します。

まちづくりにおいては、市街地再開発事業等による土地の合理的かつ健全な高度利用、建築物の不燃化、居住環境の整備や都市機能の更新を図るとともに、オープンスペースの整備による地域の防災機能向上を促進します。

2 公共施設マネジメント方針を実現させるための方策

限られた財源を有効に活用し、必要な行政サービスを提供し続けるためには、公共施設を適切に維持していかなければなりません。そのためには、長期的・経営的な視点を持って、公共施設の総量抑制、老朽化対策、維持管理費の削減、財政負担の軽減等を図り、公共施設マネジメントを進めていく必要があります。

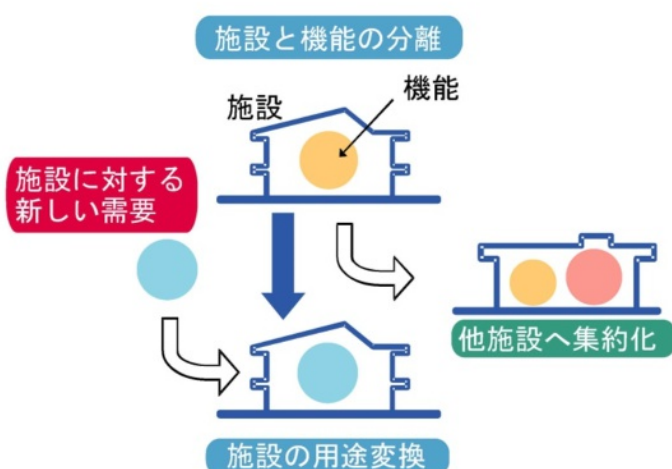
そのため、施設の縮減と行政サービスの充実については以下の『施設の集約・有効活用の方策』、『コスト削減の方策』及び『区民・民間事業者との公民連携・協働による推進の方策』の取り組みを進めることにより、公共施設マネジメント方針の実現を図ります。

(1) 施設の集約・有効活用の方策

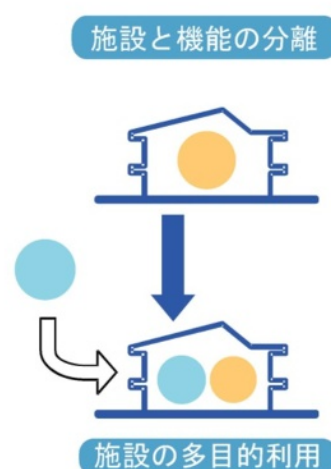
① 用途転換

「施設」と「機能」を切り離して考え、施設の多目的利用を図るとともに、利用度・稼働率の低い施設や空きスペースのある施設、学校等の施設跡地、遊休施設については、新しい需要に対応するための用途転換や周辺にある他の施設へ移転・集約するなどの有効活用を図ります。

【用途転換】

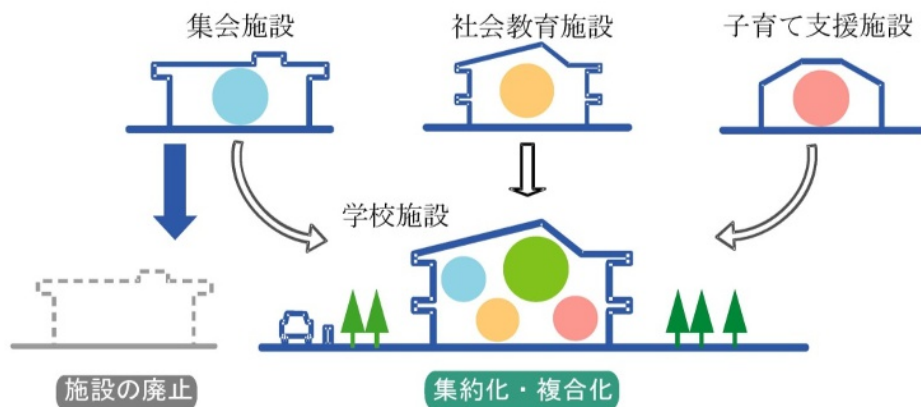


【多目的利用】



② 学校等の施設への集約化・複合化

学校施設をコミュニティ活動の拠点として位置付け、学校の建替えや改修時には、可能な範囲で周辺にある施設の集約化・複合化を図るとともに、その他の公共施設についても同様に、建替えや改修時には、周辺にある施設の集約化・複合化を図ります。（施設を新設する場合も同様）



③ 統廃合・廃止の検討

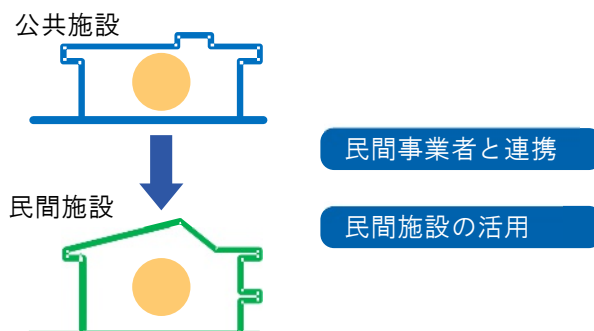
老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設は、その原因を十分に検証し、その結果、区民ニーズに合わなくなった施設や役割を終えたと考えられる施設については、施設の統廃合や廃止を行います。

なお、廃止した施設については、売却や貸付などにより、財源確保を図ります。



④ 民間施設の活用

公共施設だけではなく、民間事業者とも連携し、民間施設を活用することで、行政サービスの向上を図ります。



(2) コスト縮減のための方策

① 施設機能と建設コストの適正化

近年の物価・資材価格の高騰を踏まえると、今後も施設の更新や改修経費が増大していくことが想定されるため、一層のコスト抑制の取組みが必要です。

建設事業の序盤の段階である基本構想・基本計画や基本設計の段階において、様々な角度から事業を検証し、建設コストを確定する大きな要因となる、建物の規模（総量）や機能、発注方法等を決定し、施設の機能とコストの適正化を目指します。

② ライフサイクルコストを意識したコストマネジメント

建設工事費（イニシャルコスト）と運営費・維持管理費等（ランニングコスト）の総合計であるライフサイクルコストの縮減のためには、基本構想・基本計画の段階から、コストを意識した整備方針を決定し、設計段階においては、ランニングコストを見据えた各種仕様における費用対効果を検証し、適切なコストマネジメントに取り組めます。

③ 多機能化・多目的化

限られた財源を重点的かつ効果的に活用し、行政サービスの向上を図るためには、施設の多機能化や多目的化の検討、またDXの推進による施設ありきではない行政サービスへの転換について柔軟に検討する必要があります。

基本構想・基本計画や基本設計の段階から、将来における行政ニーズやランニングコストを見据え、必要な施設の機能やスペースの検討を行い、他の用途に転用できるような空間構成を確立し、将来的に施設の利用状況が変化した場合でも有効活用できる多機能・多目的型の施設整備を目指します。

(3) 区民・民間事業者との公民連携・協働による推進のための方策

① 問題意識の共有と庁内体制の整備

北区では、公共施設等総合管理計画の推進にあたっては、北区経営改革本部（本部長：区長）のもと、公共施設の再配置を含め適切に進行管理を行い、経営改革・公共施設再配置推進担当課を中心に組織全体で連携して取組めます。

引き続き、公会計制度に基づく固定資産台帳を活用して、情報の一元管理や現状の把握に努めながら、庁内の情報共有を図りつつ、施設の維持管理や運営経費などに対する職員のコスト意識を一層高めていきます。

また、公共施設の再配置にあたっては、施設の現状や将来コストなど様々な課題を区民と共有することが重要となるため、積極的な情報発信を行い、区民の理解を得ながら進めます。

② PFI 等 PPP（公民連携）手法の導入・推進

民間との役割において必要な行政サービスを明確にしつつ、公共施設の建替え・改修、あるいは、管理運営面において、民間活力を活用する手法の検討を行います。

民間事業者が持つ専門的知識・技術などの強み、民間投資が生かせる環境づくりを行い、公民連携の取組みを積極的に推進することで、効率的・効果的なサービスの提供とコストの縮減を図り、区民サービスの向上を目指します。

また、まちづくりの機会をとらえ、民間との連携を含め長期的かつ広域な視点で公共施設の更新や再配置を図ってまいります。

3 公共施設マネジメントにより目指す将来像

(1) 現状

施設総量（延床面積）は増加

北区公共施設等総合管理計画（平成 29(2017)年 2 月）では、【北区公共施設再配置方針策定年度（平成 25(2013)年 3 月）を起点に（69 万㎡）、その後の 20 年間で施設総量を 15%程度削減】を目標としてきましたが、施設総量（令和 6(2024)年 3 月末現在）は増加しています。

施設総量（借家を含む）	： 69.0 万㎡ → 74.5 万㎡	5.5 万㎡（8.0%）増加
施設総量（借家を含まない）	： 67.6 万㎡ → 73.3 万㎡	5.7 万㎡（8.4%）増加

この増加の要因は、施設のバリアフリー対応、高齢者や子ども関連施設など新たな行政需要への対応、学校改築時における 35 人学級対応や多目的室等の確保によるものです。また、旧学校施設など遊休化した施設を、他の行政需要に活用するため、すぐには処分・売却せず、しばらく遊休化していることも要因となっています。

なお、北区の延床面積（行政財産）は 23 区のうち 12 番目に位置していますが、一人あたりの延床面積では 23 区の中で 8 番目となっています。

(2) 今後の見込み

当面は増加することもあるが、将来的には施設総量（延床面積）の抑制・コスト低減を図る

当面は、区の人口は増加傾向と推計されており、人口動向にあわせた行政需要や社会情勢等の変化へ対応するため、施設の整備・更新時に床面積が増加する場合があります。ただし、北区の人口は令和 18(2036)年をピークに減少する傾向と推計されていることから、将来的な少子高齢社会及び人口減少局面等を考慮すると、必要なサービスを提供しながら施設総量を抑制することで、ライフサイクルコストの低減を図り、財政負担を軽減していく必要があります。

【長期的な視点】

- ・ 15 ページで示す通り、令和 46(2064)年までの将来コストを試算すると、最近 10 年間の公共施設に投じている投資的経費の平均が約 101 億円であるのに対し、令和 46(2064)年までの 40 年間は年間約 127 億円が必要となり、特に、前期 20 年間に於いて更新に要する経費が多額になっています。
- ・ 仮に今後も、最近 10 年間と同様に約 101 億円の財源を確保し続けることが出来ると仮定した場合でも、平均約 26 億円不足することとなります。
- ・ そこで、経費と財源の均衡を図るためには、施設や事業にかかるコストを削減するなどし、令和 6(2024)年度を起点に今後 40 年間で延床面積の総量を 7%程度削減する必要があります。
- ・ そのため、長期的な視点では、公共施設の適正な維持保全を行い、建物の長寿命化を図るとともに、本計画に基づく公共施設マネジメントに適切に取り組むことで、延床面積の総量を抑制し、将来的な財政負担の軽減を図る必要があります。

(3) 目指す方向

行政需要に対応した行政サービスの持続的な提供を図る

将来の行政需要の変化に対応した行政サービスを持続的に提供していくことが重要です。

そのためには、施設の有効活用、DX の推進、民間活力の活用などを図るとともに、事業の無駄を省き、事業を見直しにも積極的に取り組みます。また、人口動向だけではなく区の財政状況や施設の利用率・稼働率、行政需要の変化を見極めながら、施設総量の削減やコスト低減に取り組むことで、財政的なバランスを取りながら、行政サービスの提供に努めます。

第Ⅴ章 施設類別基本方針

1 建築物

北区では、第Ⅲ章で示している基本的な考え方や、第Ⅳ章で示している方針や方策、将来像に基づき、各施設において公共施設マネジメントへ組織的に取り組んでいきます。

一方で、各施設は設置目的等が異なることから、これらを考慮したうえで施設特性に応じた対応が必要になります。

そのため、建築物の施設類別ごとの配置状況と課題、施設特性に応じた基本方針（方向性）を以下に示しています。

また、本計画では、施設類別の基本方針として大きな考え方等を示すものであり、これに基づく詳細かつ個別具体的な方針等については、施設類別に応じた関連計画において定めることとしています。

なお、配置状況は令和 6(2024)年 4 月時点のものであるため、前載の施設データと異なる場合があります。

(1) 学校教育系施設(小学校・中学校・義務教育学校)

※配置は令和 6 年 4 月時点



小学校 中学校 義務教育学校

浮間地区	2 校	1 校	
赤羽東地区	4 校	1 校	1 校
赤羽西地区	7 校	2 校	
王子東地区	7 校	3 校	
王子西地区	3 校	1 校	
滝野川東地区	2 校	0 校	
滝野川西地区	7 校	3 校	

※堀船中学校は、改築に伴う仮移転中ですが、
地図上は、本来の位置に配置しています。

■課題と基本方針（方向性）

現状と課題
・区立小・中学校は、昭和30年代半ばから昭和40年代半ばに集中的に整備され、現在、改築校を除く既存校の約9割が建築後50年を超えています。 ・老朽化が進行する既存校の設備等については、GIGAスクール（1人1台端末）、ZEB（脱炭素）、不登校対策（校内別室指導）、防災機能強化など、時代の要請にあわせた機能や性能の向上に努めることが求められています。 ・改築やリノベーション工事の実施にあたっては、児童生徒・教員の負担軽減への配慮が必要です。 ・資材や労務単価の高騰等の影響により、工期短縮やコスト圧縮などの見直しが必要です。
基本方針（方向性）
・学校施設の老朽化対策と「教育先進都市・北区」に相応しい教育環境の確保を図るため、「北区立小・中学校長寿命化計画」及び「北区立小・中学校整備方針」を課題解消に向けて令和7年度に改定し、学校改築及びリノベーション事業の計画的な推進を図ります。 ・学校の改築にあたっては、周辺の公共施設との複合化について、北区公共施設再配置方針に基づき検討します。
関連計画
・北区立小・中学校長寿命化計画 ・北区立小・中学校整備方針

■具体的な取組

◆学校の改築			
学校施設の老朽化対策と、「教育先進都市・北区」にふさわしい施設整備を図り、児童の快適で安全な学校生活を実現します。			
取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
堀船中学校	実施設計・推進	推進	推進
赤羽台西小学校	実施設計	推進	推進
十条小学校	基本設計	基本・実施設計	実施設計
◆学校施設の長寿命化（リノベーション）			
取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
滝野川第四小学校	完成		
谷端小学校	整備	整備	完成
豊川小学校	設計・整備	整備	完成
王子第五小学校	設計	設計・整備	整備

(2) 子育て支援系施設(保育園・幼稚園・児童館・子どもセンター・児童室)

① 保育園・幼稚園・認定こども園

※配置は令和6年4月時点

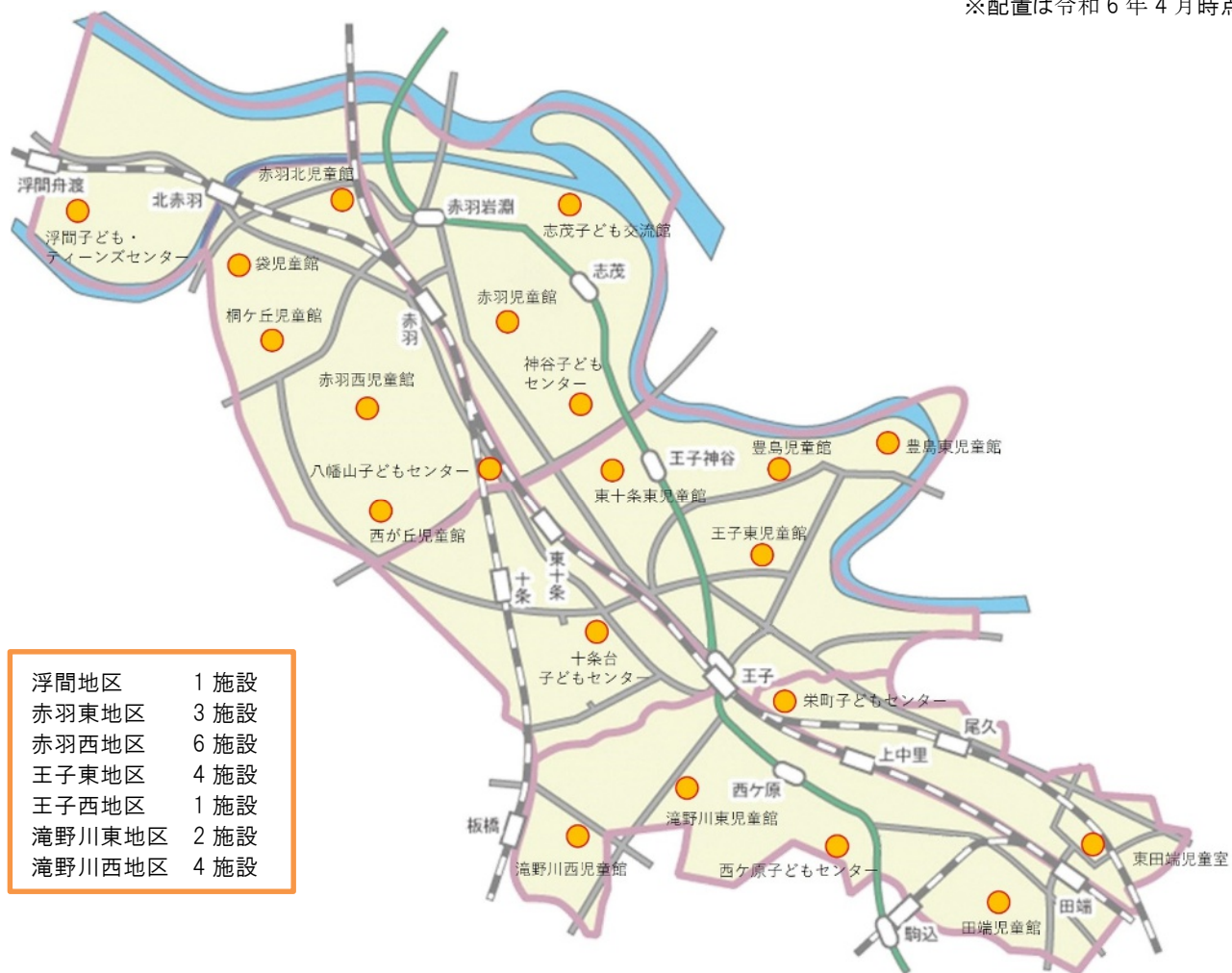


■課題と基本方針（方向性）

現状と課題
<保育園> - 待機児の解消が一定程度図られ、地域偏在もありますが、定員の空きが生じています。 <幼稚園・認定こども園> - ここ数年で待機児童解消のため多くの保育所が新設されたこと、幼児教育・保育無償化により私立幼稚園を含む多様な選択が可能となったことから、区立幼稚園・こども園の利用率が低下しています。
基本方針（方向性）
<保育園> - 利用者や地域のニーズに合わせ、施設規模に見合う柔軟な定員に変更するとともに、区立保育園のあり方・役割を検討します。 <幼稚園・認定こども園> - 今後はすべての子どもを対象とした就学前教育・保育を実施する認定こども園を設置します。令和7年4月に区内2園目となる区立認定こども園を開設し、区立認定こども園2園を継続して運営していきます。 「令和2年度東京都北区立認定こども園検討委員会報告書」の方針に基づき、滝野川地区に設置する認定こども園については、ニーズや適地について引き続き検討します。

② 児童館・子どもセンター・児童室

※配置は令和6年4月時点



■課題と基本方針（方向性）

現状と課題
・児童館のあり方に関する基本方針（平成 25 年度 3 月）の策定時と現在の年少人口等の状況が異なっており、令和 3 年時点における最新の年少人口の将来推計は、令和 13 年までは、増加傾向です。 ・駅前等の再開発による人口変化に伴う年少人口動向への影響について、注視が必要です。 ・放課後子ども総合プランの導入に伴い、小学生の利用率は大きく減少しましたが、乳幼児の利用率は増加傾向です。 ・令和 5 年度の浮間子ども・ティーンズセンターの中高生利用者数は、過去最多の 1 万人を超え、10 年前と比べ、7 倍以上に増加しています。 ・利用者や保護者から日曜開館の要望があります。
基本方針（方向性）
・乳幼児及び保護者への支援または中高生世代への居場所提供のため、児童館の機能と配置を再検討し、令和 9 年度にすべての児童館を子どもセンターまたは子ども・ティーンズセンターに移行します。 ・乳幼児保護者や中高生のニーズを踏まえた機能強化を行い、当面は、現行の 20 館 1 室を維持しますが、今後の年少人口の動向や大規模改修の状況によっては、近隣館への統合を検討するなど、適宜見直しを図ります。 ・令和 6 年 4 月現在、6 館に指定管理者制度を導入していますが、新規に指定管理者制度を導入することで、センターの居場所機能等を強化し、子どもにとって魅力ある居場所づくりをめざします。 ・令和 7 年度に日曜開館のモデル実施を行い、サービス拡充を検討します。

(3) 社会教育系施設(図書館・文化センター・飛鳥山博物館等)

※配置は令和6年4月時点



■課題と基本方針（方向性）

現状と課題
＜図書館＞ ・全14館（上十条図書館は令和6年11月末に閉館）で、概ね区内全域徒歩圏内にあります。 ・「歴史的建造物」である中央図書館の継続的な修繕が必要です。 ・コロナ禍により区民の行動様式の変化から、行事などを除き、利用率はコロナ禍以前より減じています。 ＜文化センター＞ ・区民の知識・教養の場を提供する施設として、文化・教養サークルの活動、交流、発表などで利用されています。 ・講座等を開催する際は内容を充実させ、より多くの区民に周知する方法が課題です。 ・利用率はコロナ禍以前より減少していますが、増加傾向にあります。 ＜飛鳥山博物館＞ ・考古、歴史、民俗、自然等の資料を収集・保管し、展示しています。区民の社会教育活動拠点として、資料に関する助言、指導等を行い、専門的、技術的な調査及び研究を行っています。 ・空調、排水管をはじめ、設備の老朽化が進んでいるため、施設の更新が求められます。 ・開館後に新たに判明した知見や、研究の進展により、常設展示が現状と合致しない部分が生じているため、見直しが必要です。 ・入館者数はコロナ禍以前から回復傾向にあります。
基本方針（方向性）
＜図書館＞ ・多くの図書館が複合施設内にあり、今後の建替えの機を捉え、一体的に改修していきます。 ・図書など閲覧貸出だけでなく、余暇や学習・研究の場所として需要が高まっていることから、電子図書館の導入等を検討し、利用しやすいサービスを提供していきます。 ＜文化センター＞ ・指定管理者制度による適切な維持管理と効率的な運営を目指します。 ・体験や交流を中心とした魅力ある講座を開催するとともに、区民の文化活動発展を支援します。 ＜飛鳥山博物館＞ ・来館者が安全安心かつ快適に楽しく学びながら利用できる施設を目指します。

■課題と基本方針（方向性）

現状と課題
・経年による老朽化に対する適切な維持補修や改修が必要です。 ・北とぴあは、建材費高騰や休館の影響を考慮し大規模改修の再検討が必要です。 ・立地による影響も大きく、滝野川会館は他館に比べると稼働率が低い傾向にあります。 ・将来の人口減少や人口構造の変化に加えて、周辺まちづくりの進展による公共施設へのニーズの変化も予測されるため、施設の機能・規模等の見直しや多目的利用による有効活用などの検討が必要です。
基本方針（方向性）
・老朽化に対する適切な維持補修を行うとともに、指定管理者制度による民間の創意工夫を引き出し、効率的な運営を図ります。会館施設の集会機能やふれあい館等の類似施設との集約化、稼働率の低い施設の有効活用を図ります。 ・にぎわいの創出のため、公民連携で空間のさらなる利活用を図ります。 ・現状の稼働率や将来のまちづくりの方向性を見据え、必要な機能の再整備や複合化など施設の再配置に取り組むとともに、駅周辺まちづくりと連動した北とぴあや赤羽会館を含めた都市機能の円滑な更新、再配置についても検討していきます。
関連計画
・（仮称）赤羽駅周辺地区まちづくり基本計画 ・王子駅周辺まちづくりグランドデザイン、ガイドライン ・（仮称）王子駅北口周辺まちづくり整備計画

■多角的な視点からの取組

施設の老朽化への対応にあたり、特に多角的な視点から検討する必要がある主な取組です。なお、具体的な検討にあたっては、北区基本計画・中期計画や関連計画に位置付けるなど、各計画との整合を図っていきます。

◆北とぴあ・赤羽会館等の駅周辺公共施設

駅周辺まちづくりの進展にあわせて、老朽化している公共施設の効率的・効果的な更新にとどまらず、公共施設を含めた都市機能の円滑な更新に取り組む必要があります。

王子駅周辺では、北とぴあについて、大規模改修の再検討を進めるとともに、まちづくりでの将来的な駅周辺の機能配置のあり方を踏まえたエリア全体を見据えた検討が必要です。

赤羽駅周辺では、今後策定を予定している（仮称）赤羽駅周辺まちづくりガイドライン・整備計画のなかで検討する駅周辺への都市機能集積や土地利用ゾーニングの考え方等とあわせ、赤羽会館の機能も含めた検討が必要です。

(5) 地域交流系施設(ふれあい館・区民センターなど)

※配置は令和6年4月時点



■課題と基本方針（方向性）

現状と課題

＜ふれあい館＞

- ・集会コーナーや、高齢者福祉コーナーを設けており、各種会合や文化活動の場として活用されていますが、利用者の高齢化に伴い、靴の履き替えを伴う和室の利用率が低い傾向にあります。
- ・若年層にも利用範囲を広げるほか、多目的ルーム化を検討していく必要があります。

＜元気ぷらざ＞

- ・夏の繁忙期には駐輪場が不足する一方、平日の閑散期があるなど利用率の差が大きいです。
- ・年少人口の減少がある一方、流れるプールやウォータースライダーなど人気があり、施設ニーズは堅調に推移すると見込まれます。

＜コミュニティアリーナ＞

- ・豊島北、新町ともに建設から約50年が経過しています。
- ・抽選会を開催するほど稼働率は高い。

＜創業支援等施設（ネスト赤羽・赤羽イノベーションサイト）＞

- ・区内における創業及び区内中小企業の経営を支援し、地域産業の活性化を推進します。
- ・産業の担い手の育成や起業家支援、観光の魅力発信の拠点施設として、令和7年1月に赤羽イノベーションサイトを開設しました。
- ・創業支援機能のさらなる拡充に向けた民間の創意工夫を活用する検討が必要です。
- ・建築後50年近く経過し、老朽化が進んでいます。（ネスト赤羽）
- ・貸オフィス稼働率が高い。（ネスト赤羽）

＜文化芸術活動拠点（ココキタ）＞

- ・閉校した校舎を活用して、北区内で活動するアーティストの支援と文化芸術の担い手を育成する拠点として運営しています。
- ・利用者が定着し、稼働率も当初の想定を大きく上回っているため、施設の瑕疵・不具合について対応していく必要があります。

＜ジェイトエル＞

- ・新たにぎわいを創出する施設として令和6年12月に開設しました。

基本方針（方向性）

＜ふれあい館＞

- ・施設の利用状況や有効活用の観点から、多世代・多目的利用を検討するなど、高齢者福祉コーナーの役割を見直します。また、周辺にある他の公共施設との連携を図りながら、施設相互での機能の補完、施設の複合化、統廃合による再配置を検討します。なお、規模が小さく利用の少ないふれあい館単独施設については統廃合・廃止を検討します。

＜元気ぷらざ＞

- ・令和6年度にプール利用について夏季繁忙期における整理券の配布から予約システムへ切り替えました。
- ・開設後26年が経過しており、令和9～10年度に改修を予定しています。
- ・利用の少ない和室のあり方について検討します。

＜コミュニティアリーナ＞

- ・築50年を経過しているため適切な維持補修等により長寿命化を図ります。

＜創業支援等施設（ネスト赤羽・赤羽イノベーションサイト）＞

- ・ネスト赤羽の役割について検討します。

＜文化芸術活動拠点（ココキタ）＞

- ・築50年の旧校舎に新たな価値を付加していくために適切なメンテナンスや改修を実施します。

■具体的な取組

◆（仮称）桐ヶ丘区民センターの整備

社会環境や行政需要の変化に対応するため、公共施設の集約化・複合化を進めます。

取組内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
（仮称）桐ヶ丘区民センター	基本設計	実施設計	整備

◆元気ぶらざの改修

北清掃工場の建物工事に伴い、効率的な熱源の確保を行うとともに、利用者が安全で快適に施設を利用できるよう、元気ぶらざの改修工事を行います。

取組内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
元気ぶらざ	検討	実施設計	実施設計

■多角的な視点からの取組

施設の老朽化への対応にあたり、特に多角的な視点から検討する必要がある主な取組です。なお、具体的な検討にあたっては、北区基本計画・中期計画や関連計画に位置付けるなど、各計画との整合を図っていきます。

◆区民センター

地域振興室やふれあい館、高齢者施設、障害者施設、子ども関連施設、図書館等が併設されていることから、施設の老朽化への対応の検討にあたっては、継続的なサービス提供に留意し、改修の手法や時期等を慎重に検討する必要があります。

(6) スポーツ系施設(体育館・プール・スポーツ多目的広場など)

※配置は令和6年4月時点



■課題と基本方針（方向性）

現状と課題

- ・身近なところで運動やスポーツができる場の創出が求められています。
- ・稼働率を踏まえ、より多くの区民が利用できるよう施設の更なる有効活用を検討する必要があります。
- ・施設が老朽化しており、適切な維持補修や改修が必要です。
- ・東京 2020 オリンピックを契機にアーバンスポーツの需要が高まっています。
- ・e スポーツは、障害の有無や年齢・性別を問わず楽しむことができ、更に、場所や距離を問わず、気軽に参加できるという特徴が指摘されています。

基本方針（方向性）

- ・体育及びレクリエーションその他社会教育の振興のため、幅広い世代、利用者ニーズに対応したスポーツ環境を整備・運営します。
- ・地区体育館等を区民向けスポーツ施設として開放することで、利用可能施設数を確保し、効率的な運営を目指します。

- ・区民の利用枠に配慮の上、一定の条件のもと営利を目的とする利用を可能とすることにより、施設の更なる有効活用を図ります。
- ・老朽化した施設に対する適切な維持補修等により長寿命化を図るとともに、計画的な改築・改修等を検討します。
- ・DXによるオンライン化を推進し、施設利用者の利便性向上を図ります。
- ・指定管理者制度の導入により、引き続き指定管理者の創意工夫により施設管理を効率化します。また、自主事業の充実など、施設の更なる有効活用やスポーツとふれあう機会の創出を図ります。
- ・民間との役割分担を踏まえた公共スポーツ施設のあり方を検討します。
- ・スケートボードやスポーツクライミング等のアーバンスポーツについて、区としての位置づけや考え方、普及のあり方などを検討します。
- ・障害者や高齢者の健康増進等に向けて、障害の特性や身体機能の状況に合わせたeスポーツの活用など、スポーツの価値を創出するためのeスポーツのあり方を検討します。

関連計画

- ・北区スポーツ推進計画

■具体的な取組

◆桐ヶ丘体育館の改築

区民に多様なスポーツ活動の場を提供し、健康づくりに役立つよう、老朽化した桐ヶ丘体育館を改築します。また、だれもが利用しやすい施設とするため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、利用者にこれまで以上に安全で快適なスポーツ活動の場を提供します。

取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
桐ヶ丘体育館	検討	検討	検討

■多角的な視点からの取組

施設の老朽化への対応にあたり、特に多角的な視点から検討する必要がある主な取組です。なお、具体的な検討にあたっては、北区基本計画・中期計画や関連計画に位置付けるなど、各計画との整合を図っていきます。

◆滝野川体育館及び防災センター

老朽化した滝野川体育館が改修の時期を迎えることから、隣接する滝野川公園との一体的な活用の可能性が考えられます。また、周辺には消防署・警察署・病院があり、一帯が総合的な防災拠点となっていることを踏まえ、ハード・ソフト両面の取組みを検討していく必要があります。（P66 エリア・デザインの項を参照）

なお、防災センターの老朽化への対応の検討にあたっては、庁舎が利用できないときの代替機能を備えることに留意するとともに、隣接する滝野川体育館と電気、水道などのライフラインを共有しているため、分離に係る検討も必要になります。

(7) 福祉系施設(高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉)

※配置は令和6年4月時点



■課題と基本方針（方向性）

現状と課題

<いきがい活動センター>

- 旧健康増進センターからリニューアルし、利用者は増加しています。今後は就労相談者の就労マッチングに力を入れていきます。

<授産場>

- 利用者の高齢化に伴い、仕事の効率の低下や、指導員の負担が増加しています。
- 事業者から求められているクオリティが高く、作業についても複雑化しており、すべての依頼を受けることが難しい状況です。

<老人いこいの家・介護予防拠点施設>

- 介護予防体操や多種多様な教養講座、スマホ講座等のデジタルデバインド対策の充実により、参加者が増加しています。
- 介護予防体操や講座のオンライン配信を行っており、今後、来館にとらわれない参加者も増加する見込みです。（老人いこいの家）
- 滝野川老人いこいの家、滝野川東介護予防拠点施設は、ともに滝野川東区民センター内に設置されており、一体的な管理をする必要があります。

＜特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター＞

- ・施設需要は引き続き高い状況にあるため、施設整備や大規模改修工事後の施設の適切な維持、設備機器等の更新等が必要です。
- ・特別養護老人ホームの利用率は高いです。
- ・高齢者在宅サービスセンターの利用率は横ばいで推移しています。

＜障害者福祉施設＞

- ・障害者福祉センター以外の施設は指定管理者制度を導入しています。
- ・施設の建替え時には継続的なサービス提供などの検討が必要です。特に障害者福祉センターの設備の老朽化の進展は顕著な状況です。
- ・利用者の高齢化・重度化に伴い必要な機能や要望と現状の施設のギャップが広がっています。
- ・生活介護、機能訓練ともに利用率は増加傾向にあります。

＜子ども家庭支援センター＞

- ・子どもの虐待及び養育に関する相談対応件数は増加傾向のため、関係機関と連携が必要です。
- ・子育ての相談体制を強化し、利用者支援につながり、地域の関係機関と連携・協働できるよう外部委託化の諸条件の整理や調整を行います。

＜児童発達支援センター＞

- ・新たなサービスの提供やニーズに即した取組みが求められています。
- ・施設移転した後の跡地利用を検討します。
- ・相談及び療育ともに利用率は増加傾向にあります。

＜母子生活支援施設＞

- ・それぞれの住戸を単位とした生活の場であり、給湯器、照明器具や換気扇等の設備が老朽化しているため、改善する必要があります。
- ・稼働率は増加傾向にあります。

基本方針（方向性）

＜いきがい活動センター＞

- ・就労のための講座（z o o m、スマホ、就労体験）を実施しながら、働きたい高齢者の就労支援を行い、求人にマッチングしていきます。
- ・介護予防の施設として、生きがいづくりを進めます。

＜授産場＞

- ・仕事効率を上昇させるため、指導員の配置数や業務分担を見直し、指導員の負担軽減をしていきます。また、一般就労や十分な収入の確保が困難な高齢者の自立を手助けしていきます。
- ・（仮称）桐ヶ丘区民センターに移転予定です。

＜老人いこいの家・介護予防拠点施設＞

- ・次期指定管理期間では、滝野川老人いこいの家が滝野川東介護予防拠点施設と同一施設内にあることを活かし、高齢者の居場所や生きがいづくり事業と介護予防事業の一層の連携強化を図るため一体的な管理を目指しています。
- ・健康づくりに加え、社会参加に繋がる事業を推進し、高齢者が地域の担い手として活躍でき

る取組みを進めていきます。

＜特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター＞

- ・介護職員が不足しており、人材不足を補う点からも施設運営における DX を推進します。
- ・特別養護老人ホーム（仮称）王子みずほの整備を支援するとともに、民間福祉施設の誘致を推進します。

＜障害者福祉施設＞

- ・現在の運営形態を基本的に維持しつつ、状況に応じた対応に努めます。
- ・新たな入所施設等の整備に向けて開設場所や事業者の選定などを検討します。

＜子ども家庭支援センター＞

- ・運営方法を改善し、外部委託に向け検討していきます。
- ・新たにできる児童相談所等複合施設に移転を予定しています。

＜児童発達支援センター＞

- ・より効果的・効率的な施設運営等を図るため、療育と事業部門を委託し、民間事業者のノウハウや専門知識を活かした事業と、長期的な人材確保を図るとともに、業務再編成を検討します。
- ・新たにできる児童相談所等複合施設に移転を予定しています。

＜母子生活支援施設＞

- ・区内唯一の施設で代替が難しいことから、今後も維持します。

■具体的な取組

◆特別養護老人ホームの改修

在宅での療養が困難になった高齢者の生活の場の確保を図るとともに、介護従事者の負担軽減と業務の効率化により、質の高いサービスの提供を受けられるよう環境整備を行います。

取組内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
桐ヶ丘やまぶき荘	実施設計	実施設計・整備	整備・完成

◆児童相談所等複合施設の整備

児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センターや児童発達支援センター、教育総合相談センター等、子どもと教育に関する総合的な相談拠点を一体的に整備し、児童相談行政のさらなる充実・強化を図ります。

取組内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童相談所等複合施設	実施設計・整備	整備	整備

(8) 環境リサイクル系施設(エコー広場館・清掃事務所など)

※配置は令和6年4月時点



■施設情報

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	備考
北区清掃事務所	1966	1,274	
浮間清掃事務所	1999	1,680	
滝野川清掃庁舎	1983	679	
富士見橋エコー広場館	1993	537	
滝野川西エコー広場館	1995	70	滝野川西区民センター内
エコー広場赤羽活動 コーナー	2007	48	赤羽区民事務所内
みどりと環境の情報館	1974	635	旧豊島東小学校の体育館を改修
自然ふれあい情報館	1994	246	清水坂公園内

■課題と基本方針（方向性）

現状と課題
＜清掃事務所＞ ・北区清掃事務所庁舎は、耐震補強工事による延命化を図ったものの耐用年数を考慮すると、将来的な施設の建替えが必要です。 ・土曜日及び祝休日も稼働しており稼働率が高いです。 ＜エコー広場館＞ ・富士見橋エコー広場館は、雨漏りを始めとした建物老朽化対策やバリアフリー化、トイレ洋式化についての検討が必要です。 ・閉館時間中に資源の不適切な持ち込みがあります。 ・利用率は増加傾向にあります。 ＜みどりと環境の情報館＞ ・コロナ禍の間は来館者数が減少したものの、現在は少しずつ増加しています。 ・土壌汚染地域のため改修工事を行う際は、東京都との調整から時間を要します。 ＜自然ふれあい情報館＞ ・公園管理部署からの占用施設のため、例えば施設の改修（リフォーム）をする場合、管理部署との協議が必要となり、占用をやめ所管に返す時には現状復帰する必要があるため、自由度に乏しいなどの制約があります。
基本方針（方向性）
・環境リサイクル系施設については、ごみの減量や資源化、環境をめぐる社会情勢などを見極め、総合的・計画的に施設の更新、再編を検討します。 ＜清掃事務所＞ ・清掃事務所の施設更新にあたっては、収集運搬作業環境や清掃作業従事者の労働環境に配慮しながら検討を行います。 ・浮間清掃事業所については、粗大ごみ中継および持込施設の機能を継続していきます。 ＜エコー広場館＞ ・区民のリサイクル活動拠点として重要な役割を担っており、機能を維持していきます。 ＜みどりと環境の情報館＞ ・みどりへの関心高揚を目的とし、花や緑とふれあう場、また区内の地域の緑化啓発を実施する施設として継続していきます。 ＜自然ふれあい情報館＞ ・環境への意識向上を図るため、生きものなどを観察できる場、また環境教育の場としての機能を継続していきます。

(9) 行政系施設(庁舎・区民事務所・地域振興室など)

① 庁舎・区民事務所・保健所など

※配置は令和6年4月時点



■課題と基本方針（方向性）

現状と課題
<庁舎> ・現庁舎の老朽化に伴い、新庁舎建設の検討を進めます。 <区民事務所> ・転入転居等が集中する3～4月の繁忙期において、来所された方の待ち時間が増大しています。 <保健所> ・施設の老朽化に伴う空調や給排水等の故障が発生し、業務への支障が懸念されます。 <健康支援センター> ・施設の老朽化への対応を行いながらも、相談機能を充実していく必要があります。

基本方針（方向性）

＜庁舎＞

- ・新庁舎建設の完成までに現庁舎が庁舎として機能を維持できるよう運営に支障を来さない規模でコストを抑えつつ維持管理を行いながら、限られたスペースの有効活用や安全性の確保、DXの推進に努めていきます。

＜区民事務所＞

- ・証明書交付サービスや税等の収納サービスはコンビニに代替されていますが、高齢者や障がい者等が自宅近くで各種手続きができるよう、身近な窓口として機能を維持します。
- ・事務の効率化から、定型業務の外部委託化や、業務スペースを効率よく使うためフリーアドレスの是非について検討していく必要があります。

＜保健所＞

- ・施設の改修等の際に、特有の諸室や専用の設備を必要とするため慎重に検討する必要があります。

＜健康支援センター＞

- ・地域の実情や複雑多様化する区民ニーズに合わせ、施設の機能をどのように配置していくかを見極め、他施設との機能集約による集約化・複合化なども含めて検討します。

関連計画

- ・北区新庁舎建設基本計画
- ・王子駅周辺まちづくりグランドデザイン、ガイドライン

■具体的な取組

◆新庁舎の整備

区役所庁舎の老朽化などに対応するため、概ね令和 15 年度頃の開庁をめざします。

取組内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
新庁舎	基本設計	基本設計	実施設計

■多角的な視点からの取組

施設の老朽化への対応にあたり、特に多角的な視点から検討する必要がある主な取組です。なお、具体的な検討にあたっては、北区基本計画・中期計画や関連計画に位置付けるなど、各計画との整合を図っていきます。

◆保健所

施設の老朽化への対応の検討にあたっては、特有の諸室や専用の設備を必要とするため慎重に検討するとともに、健康危機管理機能を発揮する局面にも留意する必要があります。

② 地域振興室

※配置は令和6年4月時点



■課題と基本方針（方向性）

現状と課題
・町会・自治会、北区青少年地区委員会、北区赤十字奉仕団など地域団体の活動支援、会議室及び活動コーナーの貸出、地域住民に対する各種情報の提供等を行っています。 ・地域におけるコミュニティの希薄化があります。 ・一部の施設で老朽化が進んでいます。災害時には地区本部となるため、安全安心な活動拠点とする必要があります。
基本方針（方向性）
・主体的な地域活動を支援するため、区と地域のつながりの拠点として機能充実を図ります。また、会議室・活動コーナーの見直しを含め、他の施設との複合化を検討します。 ・地域団体がICT・デジタル化に対応できるように支援していきます。

(10) 区営住宅

※配置は令和6年4月時点



■課題と基本方針（方向性）

現状と課題
・区が管理する区営住宅は620戸であり、今後も確実に維持していきます。 ・区営住宅は、いずれも竣工から40年以上を経過し、計画的な大規模修繕や建替えが求められています。 ・入居者の高齢化等により、バリアフリー化の要望が挙がっています。 ・今後は、居住者の高齢化による地域コミュニティ力の低下が危惧されることから、ファミリー世帯や単身者向けなど、多様な住宅タイプの供給などを検討する必要があります。
基本方針（方向性）
・「北区公営住宅のストック活用及び長寿命化計画」等に基づき建替計画を検討し推進していきます。
関連計画
・北区公営住宅のストック活用及び長寿命化計画

■具体的な取組

◆公営住宅の建替え・建設事業

区営住宅の老朽化に伴い、計画的に建替えを行うことで、良質な住環境を確保します。また、高齢者住宅の借り上げ期間の満了に合わせて、高齢者住宅を整備します。

取組内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
(仮称) 浮間四丁目アパート	整備	完成	
赤羽北二丁目アパート	調査	調査	基本設計・実施設計
(仮称) シルバーピア栄町	整備	整備	完成

(11) 区外施設(しらかば荘、岩井学園)

■施設情報

名称	所在地	建築年度	構造	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
那須高原学園 (しらかば荘)	栃木県 那須郡那須町大字湯本 206	昭和 62 改築	鉄筋コンクリート	12,364	4,067
岩井学園	千葉県 南房総市久枝 414 番地	平成 11	鉄筋コンクリート	8,452	4,949
甘楽ふるさと館	群馬県 甘楽郡甘楽町大字小幡 2014-1	昭和 62	鉄筋コンクリート	12,144	779



那須高原学園(しらかば荘)



岩井学園



甘楽ふるさと館

■課題と基本方針（方向性）

現状と課題

<那須高原学園>

- ・児童・生徒の体験学習の場として、また区民の保養や研修施設として運営しています。
- ・シーズン、曜日等による差が大きいです。また、一般利用では高齢者のリピーターが多いです。
- ・観光宿泊施設としては周辺に競合施設があり、移動手段の確保と、新たな宿泊客への魅力発信、また研修施設としての機能の充実が必要です。

<岩井学園>

- ・北区の児童・生徒の移動教室、自然体験教室、臨海学園で利用されています。
- ・経年劣化による各設備の老朽化や栄養士・設備担当など現地スタッフの確保が難しい状況です。
- ・今後の児童数増が見込まれ、日程の編成が困難となります。

<甘楽ふるさと館>

- ・区民が良好な自然環境の中でスポーツやレクリエーションを楽しむための施設です。
- ・築後 37 年が経過しており、施設のメンテナンスに加え、長寿命化の検討が必要です。

基本方針（方向性）
＜那須高原学園＞ ・指定管理者の創意工夫により施設の有効活用や利用率の向上を目指します。 ＜岩井学園＞ ・施設改修の方向性や、宿泊事業のあり方について検討します。 ・将来的に児童・生徒数の減少局面を迎える際には、施設のあり方について別途検討が必要です。 ＜甘楽ふるさと館＞ ・施設について、適切な管理に努めてまいります。



施設名	建築年度	延床面積	備考
防災センター	1984	2,790.74 m ²	
田端文士村記念館	1993	621.11 m ²	
北区セレモニーホール	1994	2,289.91 m ²	
教育総合相談センター	1959	1,532.15 m ²	
スペースゆう	1990	633.59 m ²	
赤羽駅西口駐車場	1995	12,708.23 m ²	指定管理

■課題と基本方針（方向性）

現状と課題
＜防災センター＞ ・区民の防災に関する知識及び防災技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図ります。 ・建物及び設備ともに経年劣化や故障があり、更新が必要です。 ・隣接する滝野川体育館と電気、水道などのライフラインを共有しているため、改修・建て替えの際は、分離に係る検討が必要です。 ＜田端文士村記念館＞ ・明治末期から昭和初期にかけて田端で活躍した文士・芸術家の功績を通じて「田端文士芸術家村」という歴史を、後世に継承していきます。 ・今後、に開館予定の「（仮称）芥川龍之介記念館」を含めた効率的・効果的な管理体制（人材、運営）の検討が必要です。 ＜北区セシモニーホール＞ ・区が葬儀の場を提供することにより、遺族にとって利用しやすい施設で、遺族に寄り添った丁寧な対応が求められます。 ・建設から30年が経過しており、施設の長寿命化の検討が必要です。 ＜教育総合相談センター＞ ・教育相談や就学相談、不登校対策（適応指導教室「ホップ・ステップ・ジャンプ教室」）など、子どもと学校、家庭にかかる課題に対応する教育に関わる総合相談窓口です。 ・教育総合相談センターの執務室は、滝野川分庁舎3階（教育相談）、2階（就学相談、スクールソーシャルワーカー）、別棟（適応指導教室「ホップ・ステップ・ジャンプ教室」）の3箇所別々に配置されている。 ・配置位置の構造上、事務担当職員、指導主事、会計年度任用職員など職種間における連携のとりづらさが課題となっている。 ・適切なワークスペースの確保も困難であり、来所者の窓口対応や用途に合わせた機能になっていないことも課題の一つとなっている。 ＜スペースゆう＞ ・男女共同参画社会を実現するための諸施策の推進並びに区民の自主的な活動拠点として設置されています。 ・高齢者の利用が多く、料金体系の安価な午前・午後の時間枠に比べて、夜間の利用率が低くなっています。 ・今後、他施設との共有化・複合化について検討が行われる際には、利用施設の競合や施設利用料等の諸課題が生じる可能性があることから、利用団体への丁寧な説明と利用団体の理解を得る必要があります。 ＜赤羽駅西口駐車場＞ ・築30年近く経ち、建物の老朽化が進んでいます。
基本方針（方向性）
＜防災センター＞ ・防災訓練用VRなど、DXの活用を推進していきます。 ・改修にあたっては、滝野川体育館や滝野川公園などを含めたエリア・デザインの観点から検討

します。

＜田端文士村記念館＞

- ・「(仮称) 芥川龍之介記念館」について、開館後のあり方や位置づけ、運営など 2 館それぞれの施設の特性を活かした役割分担やその準備を段階的に進めていきます。
- ・「(仮称) 芥川龍之介記念館」と連携し、田端および田端文士芸術家村の歴史をより魅力的に伝えていきます。

＜北区セレモニーホール＞

- ・23 区のうち 7 区で運営しているため、指定管理者制度の導入を含め、施設のあり方について検討します。

＜教育総合相談センター＞

- ・新たにできる児童相談所等複合施設に移転を予定しています。
- ・複合施設移転に向け、児童相談所等準備担当課や子ども家庭支援センターと連携を図っていきます。
- ・適応指導教室は、在籍児童・生徒・保護者へのニーズに応じた事業内容とするため、大学や民間団体への外部委託化を検討します。

＜スペースゆう＞

- ・既存利用団体の理解を得たうえで施設維持管理費用の低減や業務の効率化に努めます。

＜赤羽駅西口駐車場＞

- ・利用者の利便性に配慮しながら、設備の修繕や改修を行っていきます。
- ・クレジットカードや流通系電子マネーに対応済ではあるが、更なる DX の活用を見据え、新たな料金支払方法の導入についても検討していきます。

■具体的な取組

◆（仮称）芥川龍之介記念館の整備

芥川龍之介を単独で顕彰する記念館を整備し、近代文学への理解と新しい価値の創造を進めるとともに、だれもが北区ゆかりの文化を身近に感じられるよう、気軽に文化芸術に触れる機会を創出します。

取組内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
(仮称) 芥川龍之介記念館	整備	整備	完成

2 インフラ施設

(1) 道路

1) 方針

道路は、その多くが昭和 40 年代の高度成長期に整備したもので老朽化が進んでいますが、道路は区民の日常生活に密着した施設のため、今後も道路機能を保持し、安全で円滑な交通の確保に努めていきます。

① 点検

道路補修車、パトロールカーを併用して巡回調査を実施するとともに、5 年ごとに路面性状調査や路面下空洞調査を行い、現状及び危険箇所の把握を行います。

② 維持修繕

道路の維持管理については破損路面の小修繕、道路清掃、側溝桝類などの排水施設の清掃、防護柵や道路標識等の交通安全施設の保守修繕等を行います。道路保全に万全を期すために日常軽易な補修は直営作業により行い、交通量の多い路線や夜間作業で補修しなければならない路線、休日などでも緊急を要する工事については契約業者による維持・修繕を行います。

また、歩車道が分離されている主要路線については機械力による道路清掃を実施するとともに、駅前広場等のカラー舗装を年1回、歩道整備(透水性舗装)した箇所を6年後に再生洗浄します。

③ 防犯対策・省エネルギー化

街灯については平成 21 年度から老朽化した水銀灯を LED 照明街灯へ計画的に改修しており、今後も夜間における交通安全及び防犯対策を行うとともに省エネルギー化に取り組めます。



補助 87 号線



板橋駅東口駅前広場



赤羽並木通り



道路状況①



道路状況②



道路状況③

■具体的な取組

◆都市計画道路新設・拡幅整備

都市機能の充実と効率的な都市活動を確保するため、交通需要の動向に対応しながら、都市計画道路を整備します。

取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
区画街路3号線	整備・用地取得	整備・用地取得	整備・用地取得
鉄道附属街路1～6号線	用地取得	用地取得	用地取得

◆幹線区道新設・拡幅整備

都市計画道路による交通ネットワークを補い、地区内に発生する交通を集約し、歩行者の安全と車両交通の円滑化を図るため、幹線的役割を果たす道路の新設及び拡幅整備を推進します。

取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
赤羽連続立体交差神谷道	整備	完成	
中央図書館前道路	整備・用地取得	整備・用地取得	整備・用地取得
十条富士見中学校前道路	用地取得	予備設計	詳細設計

◆（仮称）旧北王子支線跡地遊歩道の整備

旧北王子支線の廃線跡地を鉄道の面影を残した観光に資するような遊歩道として整備することで、安全に運行ができる歩行空間の確保と王子駅周辺の回遊性の向上を図ります。

取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
（仮称）旧北王子支線跡地遊歩道	詳細設計	完成	

(2) 橋りょう

1) 方針

区が管理する橋りょうは、20 年後には架設後 50 年を経過する橋りょうが現在の 41%(17 橋)から 76%(31 橋)に増加します。

今後急速に高齢化が進む管理橋りょうに対して、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、従来の対症療法的な修繕・架替えから予防保全への転換を行うとともに、修繕・架替え費用の縮減化を図ります。

① 点検

健全度の把握については、国土交通省の「道路橋定期点検要領」等に基づいて 5 年に 1 回、近接目視点検を基本とした定期点検により把握します。

② 維持管理

橋りょうを良好な状態に保つため、日常的な維持管理として「道路パトロール」を実施するとともに、清掃や土砂詰まりの除去等、比較的対応が容易なものについては日常の維持作業により措置します。

③ 修繕計画

対象橋りょうごとに概ねの次回の点検時期及び修繕内容・時期を検討し、修繕リストを作成します。なお、点検により修繕が必要な損傷が見つかった場合は、修繕リストに加えて修繕を行います。年度の修繕費用が予算を超える場合は、健全度が低い橋りょうを優先し、健全度が同程度の場合は耐久性が低い橋りょうを優先します。

④ 地震時の対応

震度 5 以上の地震が発生した時、北区の「道路・橋梁被害状況調査要領(震災編)」に基づいて、橋りょうの被害状況を調査します。

⑤ 費用の縮減

健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針とともに、予防保全等の実施を徹底することにより、修繕・架替えにかかる事業費の大規模化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

【配置状況】

※配置は令和6年4月1日時点



新河岸大橋



稻荷前跨線人道橋



上中里さわやか橋

■具体的な取組

◆橋梁整備

老朽化した橋梁や耐震上危険度が高い橋梁の架け替えを実施することで、車両や歩行者の交通安全の確保と、安全・安心な道路ネットワークを形成します。

取組内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
新田橋	整備・用地取得	整備・用地取得	整備・用地取得
十条跨線橋	推進	概略設計	概略設計
新柳橋	整備	整備	整備
豊石橋・新堀橋	用地取得	詳細設計	詳細設計

(3) 公園等

1) 方針

公園等は、昭和 50 年代までの開設が多く、開園後 40 年を経過したものが大半を占めていることから遊具や工作物等の老朽化が進んでいます。そのため、「北区公園施設長寿命化計画」に基づき点検、補修、更新を計画的に行うことで、公園機能を保全し、安全対策を強化します。

同時に、公園施設の長寿命化を図るとともに、中長期的な維持管理費用の抑制及び補修や更新費用の平準化を行います。

① 日常点検・維持保全

維持保全については、区職員および指定管理者による巡回により日常点検を随時実施します。日常点検において、部材の劣化や損傷が見られた場合は、速やかに部材の交換等の応急的な修繕を行います。早期対応が困難な損傷の場合には、使用禁止の措置をとる等安全の確保を図ります。

② 定期点検・修繕

予防保全型管理とする遊具および各種設備(法令などの規定による定期点検が必要な施設を含む)については、適宜点検を実施し、損傷等を早期に把握するとともに劣化の評価を行います。その後、補修計画を作成し計画的な修繕を行うとともに、必要に応じて更新等の対応を行います。

③ 施設の種類・規格の見直し

遊具を更新する際には、既存の遊具と同等の機能の確保に配慮しつつ、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第 3 版)」を基に、遊具の種類や設置数の見直しを行い適切な安全措置を講じます。

また、東京都の建築物バリアフリー条例に適合していない等古い規格の便所については、更新時には建築物バリアフリー条例に適合するような規格のものに変更を行います。

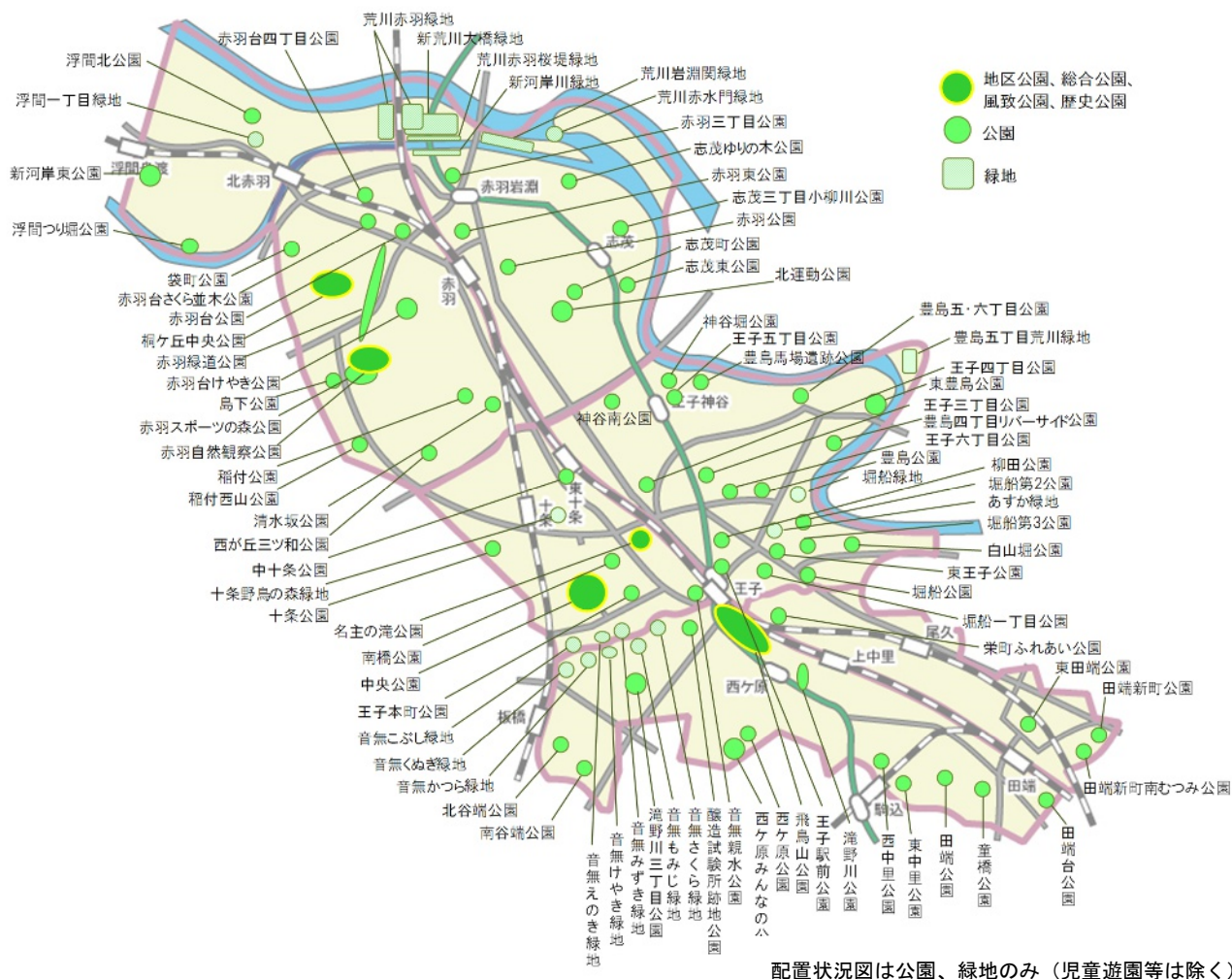
④ 費用の縮減

施設の更新や部材の交換時には、コスト縮減に向けて規格の統一化や耐摩耗性の高い製品及び交換サイクルの長い製品について検討します。

予防保全型管理を導入し、劣化が顕著になる前に補修や更新を計画的に実施することで、維持管理費用の縮減化や平準化を図ります。

【配置状況】

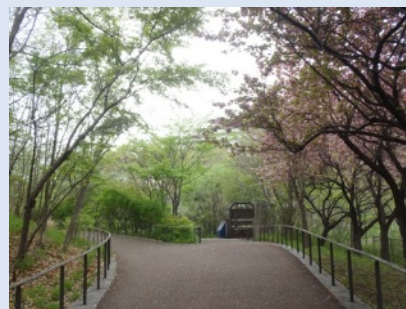
※配置は令和6年4月1日時点



音無親水公園



名主の滝公園



赤羽自然観察公園

■具体的な取組

◆赤羽台けやき公園の整備

UR都市機構が実施する赤羽台団地の建替え計画にあわせ、防犯性や快適性、環境的な魅力の向上に資する都市計画公園の新設整備を行うことで、緑豊かでゆとりのある住環境の形成を図ります。

取組内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度
赤羽台けやき公園	推進	設計	完成

◆（仮称）新神谷公園の整備

都の北学園の建設を契機として整備する（仮称）新神谷公園においては、公園の利便性や防災機能の向上を図るとともに、地域のにぎわいの拠点となるような公園整備に取り組めます。

取組内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度
（仮称）新神谷公園	実施設計	整備	完成

◆名主の滝公園の再生整備

老朽化した名主の滝公園について、現在閉鎖プール跡地を含めた施設の改修・更新、バリアフリー化等の再生整備を行います。

取組内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度
名主の滝公園	整備	整備	整備

◆水辺空間を利用したにぎわいの創出

荒川河川敷の緑地公園において、指定管理者制度の導入等による効果的・効率的な施設運営と区民サービスの向上を図り、北区の特色を活かしたいこいにぎわいのある水辺環境を創出します。

取組内容	令和６年度	令和７年度	令和８年度
かわまちづくりの検討・活用	準備	推進	推進

第Ⅵ章 地域特性に応じたエリア一帯のまちづくり（エリア・デザイン）

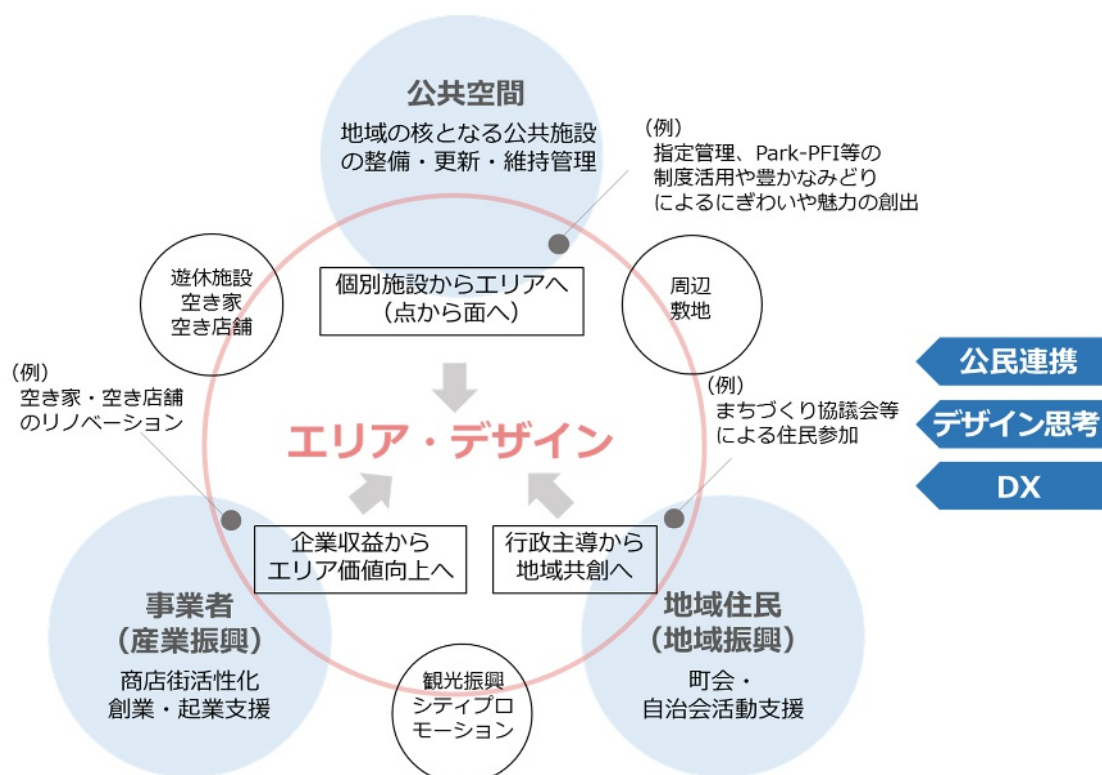
1 基本的な考え方

北区では、「北区都市計画マスタープラン2020」でいう都市機能の集積状況による3段階の拠点のうち、主要駅周辺の「都市中心拠点」においては、各地域の都市活動の中核を担う拠点としての育成や、にぎわいや交流が生まれる拠点としての魅力向上を図るまちづくりを推進しています。駅周辺の賑わいのみならず、地域間の交通結節機能を担うことにより生活を支える「地区連携拠点」と、地域での生活を支える「生活中心拠点」においては、「都市中心拠点」との連携のもと、多様な主体によるエリアごとのまちづくりを推進していきます。

今後のエリアごとのまちづくりでは、区民が交流できる施設や公園等、エリアの中核となりうる大規模公共施設等について、本計画で示す公共施設等の管理に関する基本的な考え方や基本方針等に基づく取り組みを推進するだけでなく、周辺地域も含めた地域の魅力や価値を高める視点が重要です。

そのため、大規模公共施設の整備・更新、土地利用転換等の機会を捉え、公共的空間（公開空地、水辺、道路、公園、広場、民地のオープンスペース等）を活用したにぎわいづくりなど、地域特性に応じたエリア一帯のまちづくり「エリア・デザイン」の視点を導入します。

まずは、既にエリア特有のまちづくりの動きがあるエリアや北区中期計画で位置付けているエリアから導入を図ります。



2 進め方

地域特性に応じて以下の考え方や手法等を整理し、エリア・デザインを進めてきます。

- ・多様な主体によるまちづくりの推進、民間主導のまちづくり活動の活発化
- ・ストック更新における公益性をふまえたまちづくりの誘導
- ・オープンスペース、公共空間等の利活用
- ・まちづくりの担い手の育成など、地域や事業者の支援制度の構築
- ・「ヒト・モノ・コト」をつなぐ仕組みづくり

3 導入検討エリア

●赤羽台・桐ヶ丘エリア（赤羽台ゲートウェイ・ヌーヴェル赤羽台等）

- ・ UR 赤羽台団地（現：ヌーヴェル赤羽台）等の大規模団地の更新に伴う生活利便施設の集積やオープンスペースの整備など良好な生活環境の形成が進められています。また、学校施設跡地を中心に建設された大学や進行中の事業（赤羽台ゲートウェイ計画）との連携により、子育て・教育環境の充実に加え、地域の賑わいづくりの促進を目指しているエリアです。
- ・ 赤羽台ゲートウェイ計画に加え、ヌーヴェル赤羽台の団地の建替計画により、新たに整備された地域資源（UR 団地敷地内にあるミュージアム・コミュニティ拠点、屋外空間や区立公園等）を活用した取組みが進められています。今後さらに、地域住民、大学、小学校等と連携し、エリアの活性化とまちの魅力の向上を図っていきます。また、隣接する桐ヶ丘エリアにおいても、桐ヶ丘一丁目地区まちづくりプロジェクトをはじめ、区民センターの整備や桐ヶ丘体育館の改築等の計画があることから、エリア間で連携を図っていきます。



●岩淵・志茂エリア（旧岩淵水門・荒川河川敷・志茂旧道等）

- ・ かつての宿場町としてのまちの歴史や文化を感じさせる地域資源が残る市街地です。また、スポーツや散策、自然とのふれあいができる、都市部における貴重なオープンスペースとして荒川河川敷があり、なかでも赤羽岩淵ブロックは、北区内最大のレクリエーションの拠点として多くの人々に利用されています。令和 6 年度に「旧岩淵水門」が国の重要文化財に登録されたことを機に、今後も利用者、来街者の増加が期待されています。
- ・ 地域の歴史の継承と、自然環境を活かした河川空間のさらなる活用促進や観光拠点化を図るため、「北区岩淵周辺地区かわまちづくり計画」を策定し、河川敷における快適な滞留空間の整備及び赤羽岩淵駅を中心とした、まちからのつながりの強化に取り組めます。
- ・ 岩淵地区では、まちづくり協議会の設立により、防災まちづくりへの取組みも進められています。
- ・ 「旧岩淵水門」の重要文化財への登録を機に、利用者や来街者の増加が期待されています。



●西ヶ原エリア（滝野川体育館等）

- ・ 西ヶ原・栄町の総鎮守である七社神社や江戸時代より紅葉の名所であった金剛寺など、古くから親しまれてきた多くの寺社があります。地区内には多くの公園があり、駅に近接して地域医療拠点を担う大規模病院が立地しているなど、安心して子育てできる環境が整っています。また、木造住宅密集地域においては、建築物の不燃化・耐震化を促進し、安全な市街地の形成を図っています。
- ・ 老朽化した滝野川体育館が改修の時期を迎えることから、隣接する滝野川公園との一体的な活用の可能性が考えられます。また、周辺には消防署・警察署・病院があり、一帯が総合的な防災拠点となっていることを踏まえ、ハード・ソフト両面の取組みを検討していく必要があります。



4 将来的な新たなエリアへの導入

将来的な新たなエリアへの導入については、今後の大規模公共施設の整備・更新や土地利用転換等だけではなく、地域のまちづくり活動の状況や地域資源などの地域特性も考慮し検討することとします。

なお、区内でも貴重なまとまった土地である学校施設跡地の利活用に当たっては、周辺のエリア・デザインによるまちづくりも勘案しながら、北区学校施設跡地利活用指針に基づき、利活用計画を策定していきます。

資料編

1 インフラ施設

(1) 橋りょう

No.	橋梁名	路線名	橋長(m)	架設年度	維持・補修実施年度 (直近)
1	十条跨線橋	特別区道北 1010 号(京浜東北線)	45.3	1927	(補修中)
2	東十条北口跨線人道橋	特別区道北 1437 号(東北本線)	90.9	1931	平成 24 年度
3	董橋	特別区道北 624 号(都 458 号)	19.5	1933	平成 24 年度
4	田端ふれあい橋	特別区道北 2004 号(京浜東北線)	135.0	1935	平成 18 年度
5	中里橋	特別区道北 62 号(山手貨物線)	18.0	1954	平成 21 年度
6	新河岸橋	特別区道北 1290 号(新河岸川)	91.0	2009	—
7	新堀橋	特別区道北 1067 号(石神井川)	23.1	1964	平成 23 年度
8	滝野川橋	特別区道北 26 号(石神井川)	20.0	1961	平成 31 年度
9	新田橋	特別区道北 1269 号(隅田川)	114.0	1961	平成 26 年度
10	豊石橋	特別区道北 1034 号(石神井川)	27.4	1964	平成 27 年度
11	新柳橋	特別区道北 1263 号(石神井川)	—	—	(架替中)
12	富士見橋	特別区道北 63 号(山手線)	15.0	1967	平成 22 年度
13	稻荷前跨線人道橋	特別区道北 1003 号(東北本線)	43.2	1967	平成 22 年度
14	御坊坂跨線人道橋	特別区道北 79 号(東北本線)	83.5	1968	平成 24 年度
15	観音橋	特別区道北 26 号(石神井川)	20.3	1974	平成 9 年度
16	紅葉橋	特別区道北 68 号(石神井川)	21.6	1978	平成 20 年度
17	岩淵橋	特別区道北 1963 号(新河岸川)	65.4	1981	令和 4 年度
18	車坂跨線橋	特別区道北 66 号(京浜東北線)	63.7	1983	平成 25 年度
19	車坂跨線人道橋	特別区道北 66 号(京浜東北線)	69.0	1984	平成 21 年度
20	地藏坂跨線人道橋	特別区道北 1010 号(東北本線)	62.9	1985	平成 26 年度
21	中の橋	特別区道北 1287 号(新河岸川)	60.0	1987	平成 28 年度
22	森の下橋	特別区道北 1313 号(石神井川)	7.4	1988	平成 21 年度
23	十条台橋	特別区道北 1964 号(埼京線)	26.0	1988	平成 13 年度
24	新河岸大橋	特別区道北 1291 号(新河岸川)	100.4	1988	平成 21 年度
25	東台橋	特別区道北 4 号(都 458 号)	22.0	1992	平成 20 年度
26	上中里さわやか橋	特別区道北 50 号(東北本線)	33.9	1998	平成 20 年度
27	稲田小学校前歩道橋	特別区道北 1272 号	17.0	1971	平成 21 年度
28	上中里横断歩道橋	特別区道北 65 号	18.6	1972	平成 28 年度
29	新堀橋横断歩道橋	特別区道北 1067 号(石神井川)	27.1	1972	平成 27 年度
30	赤羽台団地歩道橋	特別区道北 2006 号	12.1	1991	平成 21 年度
31	新豊橋	特別区道北 2025 号(隅田川)	105.0	2007	(足立区管理)
32	鎗溝橋	特別区道北 1032 号(石神井川)	20.7	2019	—
33	王子桜橋	特別区道北 2027 号(石神井川)	24.2	2019	—
34	ほりふね橋	特別区道北 2027 号(石神井川)	21.3	2019	—
35	緑のつり橋	—	15.6	1995	平成 25 年度
36	赤羽緑道パークブリッジ	—	18.0	1994	平成 26 年度
37	舟串橋	—	12.0	1987	令和 3 年度
38	谷津橋	—	30.0	1986	平成 24 年度
39	新河岸東公園歩道橋	—	14.1	2014	—
40	松橋	—	21.6	1971	平成 24 年度
41	RSS 橋	—	11.1	2009	—

(2) 公園等

① 公園・緑地

No.	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	移管年月日
1	南谷端公園	滝野川 7-42-1	7,144.74	昭 24.6.21	
2	西中里公園	中里 2-15-1	2,119.75	昭 25.3.31	
3	東田端公園	東田端 2-5-18	1,913.88	昭 25.3.31	
4	北谷端公園	滝野川 7-14-1	3,191.19	昭 18.3.27	昭 25.10.1
5	志茂町公園	志茂 1-5-1	2,601.55	昭 18.4.28	
6	島下公園	赤羽西 6-10-12	3,396.48	昭 26.10.30	昭 27.4.1
7	袋町公園	赤羽北 3-11-10	7,163.17	昭 26.11.1	昭 27.4.1
8	王子本町公園	王子本町 2-29-8	1,739.61	昭 28.9.1	
9	柳田公園	王子 1-20-1	2,299.82	昭 26.11.1	昭 28.4.1
10	北運動公園	神谷 2-47-6	24,446.36	昭 30.6.1	
11	王子駅前公園	王子 1-7-1	1,769.44	昭 30.10.1	
12	浮間北公園	浮間 1-11-11	3,131.98	昭 33.5.26	
13	稲付公園	赤羽西 3-19-5	7,899.76	昭 35.10.15	
14	赤羽公園	赤羽南 1-14-17	11,532.85	昭 35.10.15	
15	浮間つり堀公園	浮間 5-4-19	3,361.44	昭 35.10.15	
16	東王子公園	堀船 2-19-18	718.31	昭 35.10.15	
17	西ヶ原公園	西ヶ原 4-18-1	2,171.58	昭 35.10.15	
18	東中里公園	中里 1-12-2	1,645.87	昭 35.10.15	
19	神谷南公園	神谷 1-32-4	805.93	昭 38.5.13	
20	飛鳥山公園	王子 1-1-3	73,788.38	明 6.10.19	昭 40.4.1
21	堀船公園	堀船 2-10-5	3,004.82	昭 35.10.15	
22	新荒川大橋緑地	赤羽 2-29 先	91,718.07	昭 38.3.5	昭 40.4.1
23	豊島公園	王子 6-3-45	6,045.48	昭 40.12.16	
24	十条公園	十条台 2-5-13	2,486.25	昭 40.12.16	
25	赤羽東公園	赤羽 1-43-1	778.85	昭 40.12.16	
26	田端台公園	田端 1-28-23	3,387.17	昭 40.12.16	
27	田端新町公園	田端新町 1-22-18	1,671.37	昭 40.12.16	
28	桐ヶ丘中央公園	桐ヶ丘 2-7-43	50,987.75	昭 43.7.1	
29	田端公園	田端 3-23-24	1,658.23	昭 44.10.1	
30	稲付西山公園	西が丘 3-10-3	8,265.19	昭 45.6.26	
31	中十条公園	中十条 2-12-12	728.12	昭 47.4.1	
32	王子五丁目公園	王子 5-17-26	1,908.11	昭 47.7.1	
33	志茂東公園	志茂 3-46-8	2,727.50	昭 44.4.1	
34	東豊島公園	豊島 5-5-15	13,211.28	昭 49.9.30	
35	王子三丁目公園	王子 3-23-33	984.70	昭 50.4.1	
36	名主の滝公園	岸町 1-15-25	20,413.03	昭 35.11.2	昭 50.4.1
37	荒川赤羽緑地	赤羽 3-29-22 先・赤羽北 1-22-22 先	57,589.63	昭 45.6.1	昭 50.4.1
38	王子六丁目公園	王子 6-2-60	1,636.69	昭 50.7.12	
39	田端新町南むつみ公園	田端新町 1-5-13	994.45	昭 50.7.12	
40	中央公園	十条台 1-2-1 外	79,243.30	昭 51.4.1	
41	堀船第2公園	堀船 2-27-17	1,774.03	昭 51.4.1	
42	白山堀公園	堀船 3-11-17	2,570.20	昭 51.4.1	
43	西が丘三ツ和公園	西が丘 2-4-1	2,015.79	昭 51.9.30	
44	堀船第3公園	堀船 2-22-3	1,235.48	昭 51.12.9	
45	赤羽三丁目公園	赤羽 3-23-19	1,610.90	昭 52.6.21	
46	神谷堀公園	王子 5-28	5,366.55	昭 54.4.1	
47	堀船一丁目公園	堀船 1-15-9	1,283.32	昭 55.4.1	
48	音無さくら緑地	王子本町 1-6 先	3,529.61	昭 55.4.1	
49	音無こぶし緑地	滝野川 4-29 先	1,849.80	昭 55.4.1	
50	音無もみじ緑地	滝野川 4-2 先	6,271.04	昭 56.4.1	
51	新河岸川緑地	岩淵町 41 先・赤羽 3-29 先	8,637.16	昭 58.4.25	
52	浮間一丁目緑地	浮間 1-8-1	3,874.33	昭 58.7.11	
53	音無けやき緑地	滝野川 3-77-8	1,674.07	昭 59.4.1	

No.	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	移管年月日
54	音無みずき緑地	滝野川 4-8-10	102.71	昭 59.12.22	
55	赤羽台公園	赤羽台 3-16-1	6,511.56	昭 61.4.1	
56	音無くぬぎ緑地	滝野川 4-33-13	2,757.37	昭 62.7.1	
57	滝野川公園	西ヶ原 2-1-8	15,837.06	昭 62.10.5	
58	音無親水公園	王子本町 1-1-1 先	5,461.33	昭 63.5.23	
59	音無かつら緑地	滝野川 5-58-18	94.70	昭 63.4.1	
60	赤羽台四丁目公園	赤羽台 4-17-46	4,521.06	平 4.4.1	
61	赤羽緑道公園	赤羽台 3-18-33	20,006.30	平 4.4.1	
62	童橋公園	田端 5-1-5	1,095.69	平 6.2.1	
63	清水坂公園	十条仲原 4-2-1	20,647.33	平 6.4.1	
64	荒川赤羽桜堤緑地	赤羽 3-29 先	12,334.60	平 6.4.1	
65	荒川岩淵関緑地	岩淵町 23-45 先	51,929.38	平 6.7.1	
66	音無えのき緑地	滝野川 4-9-17	831.52	平 8.4.1	
67	荒川赤水門緑地	志茂 5-41-82 先	3,977.36	平 8.4.1	
68	十条野鳥の森緑地	上十条 1-22-30	1,031.72	平 8.4.1	
69	赤羽自然観察公園	赤羽西 5-2-34	54,020.20	平 11.4.1	
70	豊島馬場遺跡公園	豊島 8-27-1	2,839.97	平 11.4.1	
71	新河岸東公園	浮間 4-27-1	49,906.54	平 15.4.1	
72	南橋公園	中十条 1-1-15	520.32	平 17.4.1	
73	王子四丁目公園	王子 4-1-16	1,264.36	平 17.4.1	
74	醸造試験所跡地公園	滝野川 2-6-30	6,592.39	平 18.4.1	
75	赤羽台さくら並木公園	赤羽台 4-17-5	12,796.12	平 19.4.1	
76	豊島五・六丁目公園	豊島 6-11-12	1,500.00	平 19.4.1	
77	あすか緑地	豊島 2-10 先	3,470.14	平 19.4.1	
78	栄町ふれあい公園	栄町 33-2	1,575.43	平 20.4.1	
79	赤羽スポーツの森公園	赤羽西 5-2-32	35,919.73	平 22.4.1	
80	志茂ゆりの木公園	志茂 5-18-1	4,247.89	平 22.4.1	
81	西ヶ原みんなの公園	西ヶ原 4-51-62	21,878.00	平 22.4.1	
82	志茂三丁目小柳川公園	志茂 3-26-5	2,674.80	平 24.7.1	
83	豊島四丁目リバーサイド公園	豊島 4-18-4	1,432.13	令 2.3.7	
84	滝野川三丁目公園	滝野川 3-52-1	5,123.09	令 4.4.1	
85	赤羽台けやき公園	赤羽台 1-6-23	15,000.05	令 4.4.15	
86	堀船緑地	堀船 3-1-6	3,082.35	令 5.4.1	
87	豊島五丁目荒川緑地	豊島 5-6 先	55,347.21	令 5.9.1	

② 児童遊園

No.	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	移管年月日
1	神谷三丁目児童遊園	神谷 3-16-18	390.10	昭 23.3.31	
2	豊川児童遊園	豊島 7-7-8	552.18	昭 23.3.31	令 6.4.1
3	豊島八幡児童遊園	豊島 2-19-15	653.17	昭 23.3.31	
4	王子三丁目児童遊園	王子 3-24-1	2,420.87	昭 26.3.31	
5	赤羽南二丁目児童遊園	赤羽南 2-7-6	1,121.84	昭 26.3.31	
6	鶴ヶ丘児童遊園	赤羽西 4-6-5	528.31	昭 26.3.31	
7	上田端児童遊園	田端 4-18-1	326.15	昭 27.3.6	
8	四本木児童遊園	滝野川 3-61-8	689.77	昭 27.7.31	
9	八幡山児童遊園	中十条 4-15-24	3,494.36	昭 31.9.15	
10	船方児童遊園	堀船 4-13-28	1,535.08	昭 31.12.25	
11	西が丘二丁目児童遊園	西が丘 2-14-3	220.10	昭 34.11.28	
12	赤羽三和児童遊園	赤羽西 4-27-27	1,071.76	昭 37.3.5	
13	豊島四丁目児童遊園	豊島 4-17-9	757.84	昭 37.12.20	
14	豊島七丁目北児童遊園	豊島 7-24-4	587.62	昭 39.2.11	
15	志茂三丁目児童遊園	志茂 3-18-3	328.64	昭 41.10.5	
16	赤羽北一丁目児童遊園	赤羽北 1-10-8	1,272.87	昭 43.7.1	
17	滝野川馬場児童遊園	滝野川 2-30-29	780.45	昭 44.4.1	
18	田端新町一丁目児童遊園	田端新町 1-17-8	989.45	昭 44.4.1	
19	堀船四丁目児童遊園	堀船 4-4-21	566.94	昭 44.4.1	
20	赤羽北二丁目児童遊園	赤羽北 2-34-6	633.12	昭 44.4.1	
21	堀船四丁目西児童遊園	堀船 4-4-35	246.67	昭 44.10.1	
22	大原児童遊園	滝野川 1-78-8	331.62	昭 45.6.26	
23	西が丘児童遊園	西が丘 2-22-11	271.74	昭 45.6.26	
24	赤羽台三丁目児童遊園	赤羽台 3-21-35	250.85	昭 45.6.26	
25	堀船二丁目児童遊園	堀船 2-25-13	440.93	昭 45.6.30	
26	赤羽北児童遊園	赤羽北 1-5-4	236.18	昭 45.6.30	
27	王子六丁目児童遊園	王子 6-2-60	787.05	昭 45.12.15	
28	栄町南児童遊園	栄町 7-12	243.70	昭 47.7.1	
29	栄町北児童遊園	栄町 24-12	204.55	昭 47.7.1	
30	上中里二丁目児童遊園	上中里 2-13-15	307.73	昭 47.7.1	
31	東十条五丁目児童遊園	東十条 5-13-2	363.92	昭 47.7.1	
32	赤羽三丁目児童遊園	赤羽 3-26-8	720.40	昭 47.7.1	
33	中十条三丁目児童遊園	中十条 3-7-1	364.64	昭 48.3.31	
34	西ヶ原三丁目児童遊園	西ヶ原 3-19-8	308.05	昭 48.6.23	
35	宮堀児童遊園	神谷 1-6-21 先	269.48	昭 48.6.23	
36	堀船三丁目児童遊園	堀船 3-1-16	1,245.85	昭 49.6.19	
37	堀船一丁目児童遊園	堀船 1-5-6	373.61	昭 50.4.1	
38	志茂五丁目児童遊園	志茂 5-39-3	323.89	昭 50.4.1	
39	上中里一丁目児童遊園	上中里 1-38-1	226.37	昭 50.7.12	
40	滝野川五丁目児童遊園	滝野川 5-42-32	431.45	昭 50.7.12	
41	岸町二丁目児童遊園	岸町 2-5-16	326.23	昭 50.7.12	
42	十条仲原一丁目児童遊園	十条仲原 1-21-10	333.37	昭 50.7.12	
43	旧古河庭園児童遊園	西ヶ原 1-27-3	321.90	昭 52.4.1	
44	豊島七丁目児童遊園	豊島 7-31-1	917.74	昭 52.6.21	
45	豊島八丁目児童遊園	豊島 8-33-11	451.53	昭 52.10.1	
46	赤羽北三丁目児童遊園	赤羽北 3-18-8	794.31	昭 53.6.30	
47	西が丘一丁目児童遊園	西が丘 1-44-7	696.51	昭 53.12.13	
48	赤羽西六丁目児童遊園	赤羽西 6-3-10	489.86	昭 54.4.1	
49	西が丘南児童遊園	西が丘 2-15-10	354.92	昭 54.4.1	
50	浮間中央児童遊園	浮間 3-34-21	709.62	昭 54.4.1	
51	西ヶ原一丁目児童遊園	西ヶ原 1-9-4	350.49	昭 54.4.1	
52	堀船三丁目西児童遊園	堀船 3-16-3	424.93	昭 56.4.1	
53	滝野川三丁目児童遊園	滝野川 3-80-3	699.65	昭 56.4.1	

No.	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	移管年月日
54	十条仲原二丁目児童遊園	十条仲原 2-15-14	53.31	昭 56.12.14	
55	東田端二丁目児童遊園	東田端 2-13-7	565.91	昭 57.10.1	
56	昭和町児童遊園	昭和町 3-9-10	1,191.54	昭 58.4.1	
57	豊島四丁目南児童遊園	豊島 4-14-1	266.65	昭 58.4.1	
58	志茂五丁目東児童遊園	志茂 5-21-12	273.02	昭 58.12.12	
59	浮間一丁目児童遊園	浮間 1-7-13	1,037.81	昭 58.12.12	
60	西ヶ原二丁目児童遊園	西ヶ原 2-19-11	700.42	昭 59.4.1	
61	赤羽北三丁目第一児童遊園	赤羽北 3-14-6	806.10	昭 59.4.1	
62	浮間二丁目東児童遊園	浮間 2-2-5	605.68	昭 59.7.1	
63	浮間二丁目西児童遊園	浮間 2-26-44	1,645.71	昭 59.7.1	
64	王子五丁目児童遊園	王子 5-2-13	1,077.72	昭 59.7.1	
65	浮間三丁目児童遊園	浮間 3-24-14	728.85	昭 62.4.1	
66	袋児童遊園	赤羽北 2-22-10	832.13	昭 62.4.1	
67	栄町西児童遊園	栄町 40-2 先	323.65	昭 62.4.1	
68	東十条一丁目高架下児童遊園	東十条 1-7 先	621.23	昭 62.4.1	
69	東十条二丁目高架下児童遊園	東十条 2-1-14	464.98	昭 62.4.1	
70	地藏坂下児童遊園	東十条 3-18-44	106.97	昭 63.4.1	
71	北赤羽駅高架下児童遊園	浮間 3-1-51	761.19	昭 63.4.1	
72	浮間三丁目高架下児童遊園	浮間 3-32-3	605.37	昭 63.4.1	
73	浮間四丁目高架下児童遊園	浮間 4-1-9	568.04	昭 63.4.1	
74	志茂四丁目児童遊園	志茂 4-46-6	1,322.44	平 3.4.1	
75	滝野川菊谷児童遊園	滝野川 6-43-1	468.71	平 4.4.1	
76	中里三丁目児童遊園	中里 3-22-9	1,472.05	平 5.11.1	
77	ちんちん山児童遊園	岸町 2-1-11 先	745.90	平 6.4.1	
78	中十条一丁目児童遊園	中十条 1-20-9	437.45	平 7.2.1	
79	志茂五丁目南児童遊園	志茂 5-4-11	328.80	平 7.4.1	
80	神谷三丁目南児童遊園	神谷 3-37-4	360.13	平 7.4.1	
81	十条仲原四丁目児童遊園	十条仲原 4-10-5	384.91	平 7.4.1	
82	八幡通り児童遊園	滝野川 5-10-1	898.77	平 9.4.1	
83	東十条南児童遊園	東十条 1-2-1	1,477.47	平 9.4.1	
84	田端西台児童遊園	田端 5-14-1	380.33	平 9.4.1	
85	豊島七丁目南児童遊園	豊島 7-4-1	743.90	平 10.4.1	
86	上中里三丁目児童遊園	上中里 3-12-4	616.69	平 11.4.1	
87	神谷一丁目児童遊園	神谷 1-5-11	313.22	平 13.4.1	
88	上十条四丁目児童遊園	上十条 4-17-2	451.91	平 15.4.1	
89	こはら児童遊園	滝野川 5-1 先	328.70	平 16.4.1	
90	赤羽西六丁目第二児童遊園	赤羽西 6-38-4	370.88	平 17.4.1	
91	赤羽西六丁目第三児童遊園	赤羽西 6-8-1	493.06	平 17.4.1	
92	昭和町ふれあい児童遊園	昭和町 1-5-14	644.92	平 25.4.1	
93	志茂四わかば児童遊園	志茂 4-31-1	1,071.87	平 28.4.1	
94	北園児童遊園	北赤羽 3-6-1	646.35	H29. 3. 1	
95	堀船一丁目いこい児童遊園	堀船 1-23-1	628.77	H29.5.19	
96	上一ふれあい児童遊園	上十条 1-16-15	524.6	H30. 4. 1	
97	谷戸さんさん児童遊園	西ヶ原 3-59-16	925.6	H31. 3.16	
98	田端二丁目児童遊園	田端 2-6-15	487.75	R2.4.1	
99	道音坂児童遊園	滝野川 1-32-2	564.02	R2.4.6	
100	志茂二丁目児童遊園	志茂 2-30-12	277.26	R3.2.19	
101	いがしら児童遊園	岸町 2-9-11	344.80	R3.4.14	

③ 遊び場

No.	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	移管年月日
1	稲付遊び場	赤羽西 1-24-24	134.00	昭 51.3.16	
2	豊島三丁目遊び場	豊島 3-7	1,462.02	昭 61.9.1	
3	上十条五丁目遊び場	上十条 5-4-2	314.73	平 6.3.18	
4	赤羽諏訪緑地	赤羽北 2-3-1	2,716.57	平 6.4.26	
5	王子一丁目遊び場	王子 1-13-10	281.82	平 6.7.1	
6	王子五丁目遊び場	王子 5-22-3	123.15	平 7.4.14	
7	上十条五丁目東緑地	上十条 5-3-1	437.77	平 8.4.1	
8	上中里二丁目遊び場	上中里 2-2 先外	2,273.97	平 11.4.1	
9	豊島八丁目遊び場	豊島 8-30-20	2,500.00	平 13.5.7	
10	紅葉遊び場	滝野川 3-78-3	266.76	平 19.7.30	
11	豊島五丁目遊び場	豊島 5-6-1	7,940.00	平 20.8.18	
12	堀船一丁目高架下遊び場	堀船 1-7 先	1,085.27	平 31.4.1	
13	宮元遊び場	滝野川 5-24-3	136.22	令 2.4.13	

④ まちかど広場

No.	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	移管年月日
1	権現坂	岸町 1-4	42.82	昭 61	
2	西ヶ原三丁目	西ヶ原 3-41	123.49	昭 62	
3	名主の滝	岸町 1-15	88.47	平元	
4	西ヶ原三丁目南	西ヶ原 3-32-9	89.71	平 2	
5	ゲート記念館前	西ヶ原 2-36-2	81.66	平 2	
6	上十条二丁目	上十条 2-14	100.75	平 4	
7	田端三丁目まちかど広場	田端 3-13	33.02	平 5	
8	王子二丁目まちかど広場	王子 2-15-17	124.06	平 9	
9	上十条四丁目まちかど広場	上十条 4-1-1	85.76	平 9	
10	上三ふれあい広場	上十条 3-8	117.36	平 10	
11	岩淵かつぱ広場	岩淵町 28	116.77	平 10	
12	上四虹ひろば	上十条 4-12-14	116.19	平 13	
13	上三ふじ広場	上十条 3-2-10	79.24	平 15	
14	上一西防災ふれあい広場	上十条 1-19-8	269.10	平 15	
15	上四みんなの広場	上十条 4-14-14	162.90	平 21	
16	西部つどい広場	西ヶ原 4-59-3	133.20	平 26	
17	上五防災ふれあい広場	上十条 5-25-9	102.66	平 31	
18	しもさん広場	志茂 3-9-16	217.31	令 2	
19	浮間地区荒川防災ステーション	浮間 1-3 先	17,407.62	平 22	
20	上一防災広場	上十条 1-7 先	1,087.31	令 6	

北区公共施設等総合管理計画

令和 7 年 7 月

刊行物登録番号

7-3-025

発 行 北区政策経営部
経営改革・公共施設再配置推進担当課
北区王子本町 1-15-22
電話 03-3908-9334（直通）